「第 11 回高知県南海地震条例づくり検討会」 開催日時 平成 19 年 5 月 8 日 午後 1 時 30 分から午後 5 時

(事務局)

それでは、南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。最初に本資料の確認をさせていただきます。すでに委員の皆様方には送付させていただいておりますけれども、資料確認させていただきたいと思います。まず資料、進行表に続きまして、資料 1 南海地震条例の骨子案の体系、A4の1枚でございます。資料 2 南海地震条例(案)の骨子案、同じくA4で1から15のページが打たれております。それから資料 3 でございます。資料 3 につきましては、A3で1から5ページがあると思います。つづきまして資料 4 条例の題名案ということで A4 1枚刷りであります。最後に資料 5 ということで、南海地震条例の骨子(案)パブリックコメント用ということで、ページ 1 から 46 ページのものでございます。それとお手元に配布しております資料 1 枚につきましては、資料 4 が差し替えでございます。それともう 1枚、追加の資料「助けるために手を結ぶ」A4のものを 1枚付け加えております。

それでは、会議に移らせていただきます。本日ご欠席の委員は久松・西坂両委員であります。それと 上田委員が若干遅れるということで連絡いただいています。委員12名のうち現在9名の方が出席という ことで、委員の過半数の出席が認められるということで、設置要綱第5条第2項の規定により本検討会 が成立していることをご報告させていただきます。

それでは議事に移りたいと思いますけれども、検討会設置要綱第5条で会議は会長が議長になるということで定められておりますので、岡村会長に検討会の進行ということをお願いしたいと思います。それでは、岡村会長よろしくお願いします。

(岡村会長)

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。今日も長丁場でございます。適当な時間に休憩を取りたいと思いますのでよろしくお願いします。早速ですけれども、お手元の議事次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。会議終了予定は、会場の都合によりまして 16 時 50 分を予定しております。途中で休憩を挟みながら進めさせていただきます。

本日は前回に引き続いて、骨子案の検討を行ってまいります。骨子案につきましては、6 月中旬から始まります県民の方に公表するように予定しておりますので、検討会としては、本日と今月の28日、2回で骨子案をまとめる必要がございます。前回の検討会では、骨子案の第6章から第 10 章までについて、その体系についてご検討いただきましたけれども、本日は前回の検討会で残っている部分、議論があった部分について検討して、全体を通して見ていきたいというふうに思います。それでは、まず事務局のほうから本日の会の進め方について全体の説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、先ほど岡村会長の方からも会の進め方をご説明いただきましたが、まず資料 1 をご覧ください。 この骨子の体系を基に本日の会の進め方について簡単にご説明をさせていただきます。骨子案の検 討につきましては、本日の検討会で 4 回目となります。前回はこの第 6 章「災害から命を救う」から第 10 章の「南海地震対策を計画的に進める」までをご検討いただきました。前回の検討会では、事前に各 委員からいただきましたご意見に対して事務局の対応案を出させていただいて、それを基にご協議い ただきましたが、結論が出ていない項目もありますので本日再び検討をお願いしたいと考えております。 ただ、本日は最初に、時間の都合上前回検討できなかった第1章の「総則」から第5章の「土砂災害その他の危険から身を守る」までの章を章ごとにご検討をお願いしたいと思います。その後に第6章から以降を、最後に全体を通じてご検討いただいて骨子案の検討を一通り終わらせたいと思います。骨子案の検討については、前回同様、資料2と資料3をもとにご検討いただくことになります。なお、本日時間内に検討が終わらない場合は、4時20分頃を目処に次の議題に移っていただき、本日の残りの項目と、検討したものの結論が出ない項目については、次回の28日の検討会で再度検討をお願いしたいと考えています。次に2つ目の議題としてお願いをしています条例の名称、題名につきましては、これまで「南海地震条例」というふうに仮称で呼んでまいりましたけれども、パブリックコメント条例の名称を決めておく必要がありますので、資料の4になりますが、事務局からいくつかの案を提案させていただいておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

最後に6月中旬に公表を予定しております骨子案につきまして、現在検討中の骨子案に加えて、条例の必要性とか、基本的な考え方・特徴・各章のあらましといったものも付け加えまして、本日お配りさせていただいております資料5のパブリックコメント用の資料というものを作成しておりますので、その概要についても説明をさせていただきたいと考えております。

(岡村会長)

ただいまの事務局から会の進め方について説明がありました。このような形で進めさせていただいて よろしゅうございますでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

それではまず資料3を開いてください。第1章の総則について検討を始めたいと思います。

(事務局)

資料3の第1章の総則、資料3のNo14から順次ご説明をさせていただきます。資料2の南海地震条例案の骨子案についてもあわせてご覧いただきたいと思います。

まず 14 番について、資料 2 で言いますと第 1 章総則、第 1 の「趣旨」の 2 行目にあたりますが、ここで「総合的な」という言葉を骨子案で使っておりますが、「総合的な」という言葉につきましては、対策の実体を修飾すべきものということで、「復興までの総合的な対策を計画的に行うため・・・」といったように修正をしてはどうかというご意見をいただいております。これはご意見のとおり修正をしたいと思います。

次に15になります。これも第1の趣旨の2行目になりますが、県、県民及び事業者等の「責務や役割」というふうなことで書いておりますが、権利を基点とすると、役割の中には、広く言えば権利を含むことから「役割や責務」ということで順序を入れ替えてはどうかといご意見をいただいております。これにつきましても、ご意見のとおり修正したいと思います。

次に16になります。第1の趣旨の4行目になります。ここで「震災に強い地域社会の実現」ということで、「強い」という言葉については具体性に欠けていないかというご意見をいただいてます。これについては、対応案に書いてますが、震災に強い地域社会とは、県、県民、自主防災組織、事業者などが、この条例をよりどころとして取り組みを進めていくことで、実現する社会を概念的な言葉で表現をしたもので、第1章の第3の基本理念にもつながるため、具体的な表現になってくると、一言で表せなくなる、ということと、それから、"震災に強い"という言葉については、また、各自治体の地域防災計画や国の防災基本計画で使われているということですので、ご意見については、修正をいたしておりません。

次に 17 になります。第 1 の趣旨の 5 行目くらいですが、「効果的な南海地震対策を推進していく」と表現しておりますが、「効果的」だけでなく「実践的な」を加えてはどうかという意見をいただいております。 南海地震対策を実践的に推進していくことは重要なことだと考えますが、第 1 の趣旨においてこの「実践的」という言葉を反映すると、ひとつの文章に○○的という言葉がたくさん出てくるということで、読み にくいということがあります。このため、この趣旨から「効果的」を削除させていただい、資料2の2ページ第3の基本理念のところになりますが、基本理念の2行目になります。「震災に強い地域社会が実現させるよう、次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進しなければいけません。」というふうに、ここで「効果的」「実践的」という言葉を使わせていただいております。

次に18になります。資料2の第1の「趣旨」の5行目にあたりますが、「必要な基本的事項を定めるものです」の「基本的な」は不要ではないかというご意見をいただいています。ご意見の趣旨どおり修正をしたいと考えております。

次に資料3の2ページ目に移ります。19番になります。ここは第2の定義のところにもなってきますが、「共助」について、この中で「共助」の中心に据えられることに違和感がどうもあるのではないかというふうな部分と、自発的で自治的な組織をこれに書き込むことが、公的組織編入につながるのではないかというふうなご意見をいただいております。対応案としましては、地震発生時には、公的機関も被災し、被災地全体に救助等がいきわたらないことが予想されるため、地域での助け合いが必要になる。被災時には個人としても、初期消火や避難誘導、救護などの活動を行う必要があるが、被害を最小限にとどめるためには、平常時において、活動に必要な知識や技術を身につけ、資機材を準備するなどの備えが重要であるが、その取り組みは、組織的に行うことが効果的である。この中心となるのが、自主防災組織であり、共助のうちでも、主要な担い手と考えているということで修正をしておりません。

次にNo.20 になりますが、この骨子の中で、「社会貢献活動団体」という言葉が数箇所出てくるということで、定義においてはどうかというふうにご意見をいただいてます。第2の定義の中に(4)としてアンダーラインを引いておりますが、社会貢献活動団体の定義を置かさせていただいています。定義としては、営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を継続的に行う法人その他の団体ということで、括弧書きに書いているものは除くとされています。自主防災組織団体ということで、社会貢献活動団体、広く言えば自主防災組織が含まれるということになるんですが、この条例上においては自主防災組織というのは別の主体として表現しておりますので、この条例の定義の中では社会貢献活動団体の中からは除いているという形で定義をしたいと思います。次に、同じく第2の定義の中で(5)の「津波避難ビル等」の中に「耐震安全性」という言葉がありますが、「耐震性」で表現では十分ではないかという意見がありましたので、その旨修正しております。次に22番になります。要援護者の定義の中に妊産婦を追加すべきでないかというふうなご意見であります。資料2でいうと定義の(7)の中にあたりますが、これについても妊産婦を追加させていただきたいと思います。

それから資料2の2ページ目になります。ここで基本理念の(3)(5)のところになりますが、修正が入って見にくいんですが、この中で行政という言葉が出てきているということで、ここでしか使われていない言葉ということでちょっと違和感ということで、これについては行政という言葉を改めて、県という表現にさせていただいております。

次に24になります。ここでも言葉の中で(4)になりますが「NPO」という言葉が入っています。NPO法人については、特定非営利活動促進法の範囲の中で活動を行うというふうなもので、法人格を持たない非営利の団体もあり、「NPO」という表現は他の条例でも用いていないということで、この言葉については、「NPO」という言葉から「社会貢献活動団体」という言葉で修正をさせていただきたいと思います。それから同じく基本理念の(5)のところで「防災文化」という言葉を使っておりますが、「防災文化」は直接イメージが文章表現上読み取れないというご意見がありましたので、「全県的な運動として展開していき、地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせていくこと」とし、「地震への備えを習慣としていくこと」という言葉を追加させていただきたいと考えております。

それから次に 26,27,28,29,30 と、26 から 30 については、この基本理念に関してご意見をいただいているところなんですが、今までも検討会の中で議論になったところなんですが、「生き抜く権利」という表

現がどうなのかとか、安易にその権利を放棄するといったものがどうなのかとか、それから県民の責務自 体を条例に書くときに、やはり権利を主観として書いていく権利から書いていくべきではないかとか、そ れから公助について後ろに引いているんじゃないか、こういったご意見がこれまでの検討会であってい ます。対応案のところになりますが、基本理念の構成を見直しをさせていただいています。(1)のところ で表現を変えておりますが、(1)には、生命、身体、財産に係る権利を守るための役割分担と連携を記 載をさせていただいています。具体的に読み上げさせていただきますと、南海地震という大災害に遭っ ても、県民の生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、県、県民、自主防災組織、事業者、社会貢 献、活動が抜けていますけど、社会貢献活動団体、防災関係機関等さまざまな立場の者が、それぞれ の役割の基に努力を払い、お互いが連携して取り組んでいくこと。ということで、権利を守るためには、 自主防災組織とかさまざまな立場の方が努力を図っていく必要がありますということを(1)で基本理念に 掲げております。次に(2)「自助」の取組ということで、読みづらいですが、県民は、生命、身体、財産に 係る権利は自らで守らなければならないという自覚に基づき、そのために必要な備えや地震時に適切 な行動を行う「自助」の取組を進めること。「自助」について書いています。(3)のほうに、「共助」の取組 として、一人ひとりの生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、地域を構成する様々な団体や人々 が、日ごろから連帯感を強め、支え合い、地震発生後には互いに助け合う「共助」の取組を進めること。 それから「共助」の中で自主防災組織の位置づけについて、特に「共助」の主要な担い手として、地域 の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を活性化していくこと。ということで「共助」の中 でも自主防災組織を位置づけております。そして(4)に「公助」の取組として、県民や事業者、地域等の 「自助」「共助」の取組を、県、市町村等の「公助」が支援するとともに県自らにおいても、公共施設の整 備や専門的な応急救助活動などの対策を進めること。ということで「公助」の取組です。そして、(5)に ついては防災文化として根付かせていくことということを記載させていただきたいと考えています。

次に31になります。第4の県民の責務にあたるところなんですが、この1のところで、県民は自らの身は自ら守るための次に「日頃から」を挿入させていただきたいと思います。

それから事業者の責務、資料2の3ページになります。ここで、事業者の責務の中に"身体を守ることは勿論、その事業者の施設・資機材等による県民等への災害を防止するということ"を事業者の責務のひとつとして書いてはどうかというご意見をいただいております。これについては、事業者には、事業者の責務のひとつとしてほかのものに危害を及ぼさないようにする努めがあるので、資料2の12ページになりますが、第2の「事業者の備え」の(8)のところに「木材や船舶等の流出や、危険物の漏出等、地震発生時に人の生命、身体に被害を与えないための適切な管理」を追加させていただいております。なお、こういった他人に被害を加えるといったふうなことと、それを防止するといったことを、事業者の責務に入れるかどうかについては、検討会で検討いただきたいと思います。

資料3に戻りまして33になります。資料2の第7の「市町村の役割」です。"基礎的な地方公共団体" とは聞きなれないというご指摘をいただいております。これについては、地方自治法第2条第2項で「市 町村は基礎的な地方公共団体として」という表現があり、災害対策基本法第5条で使われている言葉 であり、他に適当な表現もないことから修正しておりません。

次に34、同じく第7の「市町村の役割」です。市町村の役割の中で、ボランティアと連携するとあるが、ボランティアは機関ではないので、社会貢献団体という風にしてはどうかというご意見でしたので、「社会貢献活動団体」と変えさせていただきます。第1章の説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ただいまの説明、第1章についてですけれども、これから検討にはいっていきたいと思います。 一番大きな論点は、第3基本理念というところですが、検討していきたいと思います。これまでの議論 を踏まえて事務局のほうで案を作成していただきました、資料2の2ページのほうですが、いかがでしょうか。これについてご意見いただきたいと思います。

(青木委員)

私が挙げた意見が多いのですが、今回新たに実践的というのを入れたらどうかと思ったのは、後のところで、いろいろ防災週間ですとか、防火訓練、防災訓練、防災教育だとかということが出てくるんですけども、これは要するに従来から様々な防災の訓練だとか教育だとかを、新たに条例を作った時点で何か違いがあるかということを考えると、要するに、防災週間を小さい頃から、大学でもありますけども、そういうのがセレモニーになっているようなものを、実際に起きるであろうシミュレートできるものに対応できるものに変えていくという見直しをした方がいいでしょう。そういうプログラムに効果的にするためには、実践的、要するに南海地震に効果的に運用できるという意味で、もっと実践的なものに見直して、予算の財政的な見直しも含めてですけれども、防災週間だったらやればいい、セレモニーをやればいいというのではなくて、もっと使えるものに、この条例を作り変えていく必要があるのではないんでしょうか。ここに実践的な推進という意味の対策の、南海地震対策のそれに対応する、実践的に対応できるというプログラムを訓練・教育の中にきちっともう1回見直して入れる機会に、この条例の制定がなればいいな、入れたらどうかという提案をさせていただきました。

あと、こだわって何度も発言していますが、「共助」のところが、ここまで事務局が入れてくれということになるのかもしれないですが、「共助」イコール自主防災組織になりすぎているんではないですか。自主防災に抵抗感というか自主防災に参加しにくいハードルをどうやったらできるのかっていうことを、「共助」っていうのは、もうちょっと身近で直接的、対応策としてはそういう直接的なものではないでしょうか。それと自主防災に100パーセント入ったら「共助」になるのか、ギャップもあって、そういう意味では、防災の意識を持つときに自主防災組織があったらいいとか、僕自身も町内会で今年から副会長を2年間やるのですが、町内会イコール自主防災組織になっていて、そういうのからいくと役員の救護係りだとか連絡係りだとかいろいろ割り振ってますけど、そこが、自主防災組織が活性化することが大事ですけど本当に「共助」につながるかっていうと、そこにはかなりギャップがあってあと地域の特性で、高知市街地のなんかのマンションだとか、そういうところだと、なかなか自主防災組織というのが、町内会とか自治会とかとイコールにならないし、町内会にもできれば入りたくないという人がたくさん居られるので、もうちょっと多様な仕組みを用意してもいいんじゃないかということを思いつつ、こだわってみました。ここでもうちょっと見民の中で言えば、「共助」の仕組みをもっと多様な多層で多重の仕組みを作っていく努力をするというメッセージを説明書きとかでしていただければありがたいかなというふうに思います。

(藤原委員)

意見というか賛同なんですけども、青木先生が言われたように「共助」の部分で自主防災組織、確かに当然ではあるんですけれども、地域の人はいろんな事情があるということと、町内会イコール自主防災組織の形があまり表に出てしまうと、そこについていけない方々が出てこられるんですね、福祉施設もしかりですし、独居老人といわれる方々、地域とつきにくい方々、町内会はすべてを網羅しているとはいえ、やはり町内会イコールという認識を強めていくと、これからの若い世代、また就職されてまた戻ってくる、いろんな方々がおられる中では、先ほど言われた多重構想じゃないですけど、いろんな団体が結びついていく、その結びついたものを例えば自主防災組織として活動していくとか、その地域のいろんな例えば直接防災活動でないけれども、地域の様々な活動している組織はいっぱいあると思います。そういうところを結びつければ、非常に実践的な行動部隊として動ける人たちが多くいらっしゃる。そういったところも結び付けていくその頂点的なところに自主防災組織があれば、ちゃんと機能するんではなか

ろうかと思われます。消防団においても後継者不足、人数不足ということがいわれてますけども、町内会においても高齢化といった言い方をすると失礼かもしれないですけど、行動に移していくちょっとそれはしんどいよという声も実は聞きます。若い世代、動ける世代、それを自主防災組織に結び付けていくのは、町内会イコールという形にするのは、ちょっと危険とは申しませんけども、もうちょっといろんな方法があるんじゃないかな。青木先生のおっしゃることが非常に納得できるというか、問題点のひとつであろうかなと考えます。

(上田委員)

今の青木先生の意見もっともな部分もあるんですが、ちょっと混同されているところがあるので、私の 意見を申し上げます。

町内会イコール自主防災組織というのは、実体がそういうケースが多いというだけであって、本来の姿かというとまた違うんですね。私の考えている自主防災組織は、すべてを対象とした自主防災組織、それが一番理想の形ですよね。町内会に入っていない人が町内においてものすごい多いところがありますのでね、そうじゃない。それと、もともとの役割が、自分たちの命は自分たちで守ろう、それから、人を助けることができれば助けよう、そういう趣旨でできた集団です。だからイコールという考え方はまず違うと思います。イコールと考えると、同じような社会に貢献するような団体と競合して、その中でどこかがリーダー的存在になる、それと、実際に自主防災で自分たちの命を何とかして守ろうという役割にだんだん特化していくと、活動を広めていくという意味では、どこかが中心的な担いをしなければ、そでが僕は自主防災組織であると考えています。そのために必要なのは、やはりリーダーの育成とかですね、それと活性化とかですね、大きなテーマになってくると思いますので、それもここの修正案にでているので、これでいいんじゃないかと私は考えています。

(藤原委員)

この基本理念を変えてほしいということではなくて、私の思いは説明ですね。説明とか、例えば説明会も開かれますし、条例の説明的なものもできると思うんですが、イコールでないのはわかっているんです。イコールという認識を持った人が非常に多いという現実。そういった中で本当に実践的かつ効果的にということであれば、いろんなパターンもありますよ。いろんなタイプがありますよ。そういった中で、例えば地域の団体とかですね、いろんな組織があります。そういった方々が集まってやるということもひとつの形ですよ。バリエーションがあるということ。現実的には町内会が自主防災組織のリーダー的に担っているところが多いということもよく知っていますけれど、それ以外のパターンもあるんだよ。何よりもこの実践的かつ効果的と書いてありますけれども、動きに移していく組織が必要なんですよということをアピールしてもらえれば、それでいいかなと考えております。

(岡村会長)

高知市内に新興住宅地だけでも、昭和 60 年ぐらいに作られたものが、ほとんど高齢者の方ばっかりなので、今言われた団体っていう中には、地域の中核の避難所になる小学校単位そこで生活しているという組織がございますので、その辺も踏まえてられるんだと思いますが、少なくとも前回までは、第1章の3っていうのは自主防災組織のみのようなイメージがあったのが、かなり広範に修正されて、まさに青木委員が言われたような多層で多重的な定義がなされましたので、ご意見はいろいろありますけれども、具体的ではないかと思います。

他に何かないでしょうか。それでは、特にご意見がないようでございましたら、現在の案を4番の中で 採用するということで記載したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。 第1章の中に5ですが、事業者の役割として、従業員というか、守るということは当然ですけれども、 資材機材等による県民等への災害を防止、危険物等を扱っている場合もごさいますし、それが災害を 拡大する要因、こういうものについての防災に対してどのような言葉で表現するかということで、特に適 切な管理というものについては、それを責務とすることについて、この検討会で議論いただきたいんで すけれど。

(多賀谷委員)

資料2の3ページの第5の話でよろしいですね。これについては、改めて資料2を見させてもらって、ちょっと欠けてたかなと思ったのが、いわゆる震災後の環境破壊に対するものですね。事業者が環境に対して何らかの影響を与えるというのは、あり得る話ですので、そのあたりを最小限にとどめるような努力をしていただく必要があるのかなという気がしました。追加していただけたらありがたいと思います。

(岡村会長)

責務という言葉に関しては従業員に対する意識と雇用に努めなければなりません、あるいは事業者の方もそういった努力をすべき、そのような言葉でまとめていいのか、もう少し検討して。対応案としては、責務、努力して努めなければなりません。それを責務にするのかどうか、表現があるのかもしれませんが、大きいんじゃないかというふうには考えられます。実際は、ガスであるとか、石油であるとか、実はその災害の後の支援にとって極めて重要なものでありますが、地震時には危険なもので、その部分については、日ごろから注意を払っていく必要があります。

それから災害、地震だけではございませんが、98年の豪雨のときにも、メッキ工場の泥水が流れ出すということもありました。どうするか、大きな問題があるんですが、様々な問題が実は社会の中には、危険物があって、実際に問題となることが考えられるわけで、事業者にどの程度の努力をしてもらうかという表現になろうかと思います。

(藤原委員)

多賀谷委員さんの方も言われましたように、この資料 2 では、事業者の責務のところには書いてなくて、事業者の備えというところに「適切な管理」という形で記述されておりますけれども、当然危険物等に関する他の法令で管理ということは、適切な管理をするということが決められていると思うんですが、特に条例の場合、県民に広くやはり知っていただく、ということであれば、やはり事業者も責任、責務というものがあるんだということを再認識してもらって、県民としても、そういう目で、地域の中で、事業者と連携を組む上で、お互いそういう責務があるということを、分かってる上での協力体制ということが大事になってくると思いますので、責務のところに適切な管理ということを加えていただきたいというのが、一般市民県民としてもあるのとないのと、ずいぶんレベルが違うなという感じです。

(上田委員)

事業者の責務という場合の、責務の法的な責任度合い、これをどのように取れるかによって表現が変わってくるんだと思います。毒物とか危険物を取り扱う場合は、地震発生時に一般の人に危害を与える恐れがあるということと、特別法で注意義務がきっちりと決められているでしょう。事業者は非常に広範ですからね、だからすべての事業者に地震発生時に他に危害が及ばないように責任があるんですよといった場合に、責務の法的な位置づけがまた問題になってくると思います。努力規定ということであれば、法的責任はついてないかもわかりませんけれどね、そういたことも考えると、一律に、そうですね、県民と同じ、災害を防止する責務があるという言い方がいいのかどうかは検討する必要があると思います。

藤原委員が言われたように「適切な管理」という表現にとどめるのが、むしろいいような気がします。

(岡村会長)

当然、劇毒物や危険物、あるいは、可燃物等は別途いわゆる厳しい法律がございますので、それとの整合性あるいは、問題があると思います。ご意見をいただいたということで。

(多賀谷委員)

ちょっとくどいようですけれども、環境に関しては、比較的、私が先ほど申し上げたのは、環境に関する、環境破壊に関することをいっていたんですけれど、環境に関しては、比較的基準がないとか、わかりにくいところがあるんですね。そういうことから、一方では、環境については、かなり最近は、シビアな見方をされますね。ですから、いわゆる何かの責任とか責務という形になると、環境に対してはどちらかというと硬派というか、きびしい見方に最近はなっていますので、責務という言葉「努めなければなりません」「努めなければいけません」ということになっていますので、そういう表現かなという気がしました。

(岡村会長)

ありがとうございます。私のほうから質問させていただいてよろしいですか。環境というのは、地震とどのような時間経過で、どのような意味でしょうか。現実に取れないです。

(上田委員)

例えば何か津波がありますと、そこらのごみが集まるということを言っているんですよ。あるいは、普段 は毒物とか何でもないんですけど、そういったものが流れて固まるとか、そういうことを言っています。

(岡村会長)

わかりました。能登半島地震でたくさんのごみ、それに乗じて電化製品まで出される、特別に処理に お金がいるんですけれども、それも、災害まぎれに出されていたと聞いております。行政側が大変な苦 労があるところでもあります。我々も帰ってきて。

それでは、第1章につきましては、終了いたしたいと思います。第2章の「揺れによる被害から命を守る」について検討いたします。では説明をお願いします。

(事務局)

資料3の2ページをお願いします。ナンバー35になります。それと資料2でいいますと、3ページ中段から以降になりますが、35について説明をさせていただきます。

ここでは、揺れによる被害という意味で、揺れよって建物がつぶれる被害、もっと条例・骨子の中で前面に出していったらいいんではないかというご意見をいただいています。骨子案の本文中での表現は難しいということで、骨子を使った概要とか説明文の中で具体的な数字などを挙げながら表現して説明してというふうに考えています。

次に36になります。建物の耐震化を進めるひとつの方法として、減災対策委員やパトロール隊といった地域を回って指導するシステムっていうのも必要ではないかというふうなご意見をいただいています。これについては、個別の仕組みを作るより、自主防災組織の活動を活性化させる取組の中で、専門的な知識を持つ人材を活用しながら、自主防災組織のみんなで取組を進めていくということが効果的だと考えます。このことから、第9章の第9の中に「人材の育成や活用」というのを盛り込んでいます。

次に37になります。耐震改修についてのご意見ですが、一部分の補強とか、ある部屋だけ補強する

とか、昭和 56 年以降に建てられた建物であっても、平成 12 年までは筋交いの固定が義務付けされてないということから、耐震診断を受けさせて、強度不足であれば部分的な補強を支援するといった柔軟な対応支援が必要ではないかということでご意見をいただいています。これについては、一部分の補強や、56 年以降の建物の耐震化の支援については、効果や費用などから、現時点では対応が難しいと判断しています。このため、骨子案においても、所有者が昭和 56 年以前の建物の耐震化をおこなうようということで強調させていただいています。

それから38になります。これも、耐震化に関する部分なんですが、耐震住宅済みの耐震化家屋には、誰が見てもわかるようにステッカーを貼ってはどうかという案です。耐震化済みの家屋にステッカーを貼ることが、他の方の耐震化に繋がるかどうか判断がつきかねますので、条例事項ということではなく今後の対策のひとつとして、検討していきたいと考えています。

次に資料3は3ページになります。39になりますが、資料2の第1の既存建築物の耐震性の向上のところの1の2行目で、所有者という表現にしておりますが、既存建築物の所有者に耐震化を行うよう求めているということが、所有者以外にも管理者が占有者等があり、また、所有者の中にも、個人、事業体、事業主の場合があるが、すべて「所有者」だけの表現でいいのかというご意見をいただいてます。これにつきましては、仮に所有者以外のものが耐震化を行うとしても、所有者の承諾なしには行われることは想定できないということで、「所有者」というふうに表現させていただいております。また、所有者の個人や事業者等の違いによって条文の内容を変える必要はないということで、これについても「所有者」と表現させていただいているところです。

次に40になります。第1の1の2行目あたりに出てくる言葉ですが、耐震診断については、通常は、 所有者が直接行うものではないので、「行う」という表現よりも「受け」というほうがよいのではないかという ふうにご意見をいただいています。これについては、そのように修正させていただきたいと思います。

次に 41 になります。第 1 の 3 の 1 行目「応急救助活動の拠点」という風に表現しておりますが、このような表現がわかりにくいということで、これについては、災害対応、医療救護、救出・救助等の活動拠点に修正させていただきたいと考えております。

次に42です。第2章第1第4項目であるとか、第2第4項目、第3第3項目はそれぞれ県を主語とした取り組み規定なんですが、記載の仕方がばらばらになっているということで、表現方法を見直しをさせていただいています。内容については特に修正しておりませんが、表現方法のみ修正をさせていただいております。

次に 43 についてですが、骨子案の所有者に「事業所」も含むという表現してはどうかというご意見ですが、これについては、所有者の中には、県民だけでなく、事業者も含んでいると考えます。骨子案の記載でわかりにくい場合には、概要や説明文で説明したいと考えます。

それから資料2の4ページになりますが、資料3でいうと44で説明させていただきますが、屋外における危険工作物の安全性の向上というところですが、「落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動」というふうに記載をさせていただいていますが、それについては手段とか方法を具体的な例示も含めて規定すべきではというご意見をいただきました。これにつきましては、揺れから身を守る行動には、様々なものがあり、ここの状況によっても対応が違ってくるということで、具体に記載すると逆に誤った判断ケースになりうるということで、具体的に身を守るための手段については、啓発を行うことよって周知していきたいと思います。

次に 45 になります。県民・事業者の部分にヘルメット等の安全具の常設というのを入れてはどうかというふうな意見をいただいています。これについては、ヘルメットは、避難を円滑にするための用具の一つになります。 資料 2 の 11 ページを見ていただきたいですが、11 ページの下から 4 行目、(4)のところで、県民の備えの中のひとつになりますが、(4)に「避難を円滑にするための用具」というふうに記載をさ

せていただいております。ヘルメットが避難を円滑にするための用具ということになりますので、「ヘルメット」という表現を使わずに「用具」とさせていただいて、何を表現するかについては、説明文の中で、具体の内容について説明文で説明を加えていきたいと考えます。12 ページの事業者の備えの(4)にも「避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備」を追加したいと考えています。

次に資料 3 の 46 ですが、資料2で行きますと 4 ページの、「自ら」の部分には社員も含まれているかということ、それと、47 にも、ここで定員という言い方に抵抗があるので、「社員」ではどうかというご意見をいただいているところです。これにつきましては表現を修正させていただいています。「自らや事業所内の人」というふうに表現をさせていただいています。いろんな読み方で、店員とか社員とかありますが、"事業所内の人"と表現を統一したいと考えます。表現がぶれないように表現を統一したいと思います。以下同じ意味のものは"事業所内の人"と表現を統一させていただきたいと考えます。

次に48になります。資料2でいうと第3の「屋外における危険工作物等の安全性の向上」の2の2行目あたりから出てくるところですが、日頃から地域の危険性の把握に努めなければいけませんというふうにあるが、県民は、危険箇所の把握に努め、把握したときに県に連絡するボランティアを配慮してはどうか。また地域に例えば危険パトロール的ボランティア的な人を配置し、危険箇所を発見したときには、連絡ボランティアに知らせてはとどいかいうふうなご意見をいただいています。第2章第3の項目については、屋外で転倒や落下の危険があるものから命を守るために県民一人ひとりが、地震時に的確な行動が取れるよう、あらかじめ、どういうところが危険かを意識し、知っておくことが重要であるということを理解してもらうために規定をさせていただいています。地域の危険箇所の把握については、個人では難しい場合もあるので、自主防災組織の活動の中で、取り組むよう第9章第3には規定させていただいていますし、その活動においては、専門的な人材を活用していくことも必要となってくることから、第9章第9には、人材の育成や活用することも規定をさせていただいているところです。

次に49の説明をさせていただきます。資料2のほうでは第3の1のところで「危険工作物」という言葉が出てまいります。この「危険工作物」について、ある程度定義が必要ではないかというご意見をいただいています。この骨子の中では、危険工作物を地震時に、ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険がある物や窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下の危険のある物ということで以下「危険工作物など」と表現させてもらっていますが、こういった表現で不足しているのであれば、具体的にご指摘いただきたいと思います。

次に50です。第3の1の2行目になりますが、屋外における危険工作物等としてあげられるものの中に、「屋外広告物」も非常に数が多いので追加してはどうかということで、追加させていただきたいと思います。

次に51になります。第3の2の2行目あたりに、地域の危険性の把握というのは、条文にするには言葉がどうかというご意見ですが、これを「地域の危険箇所の把握」に修正したいと考えています。

次に52になります。被災建築物および被災宅地の応急危険度判定の実施にかかる部分なんですが、 "被災建築物および宅地"だけでなく、道路とか、橋梁とか、公安施設等の各種構造物などについても 記載すべきではないかというご意見をいただいています。この項目は、人の出入りする場所について行 う応急危険度判定を記載した部分ですので、ご意見の趣旨については、第5章の中に「土砂災害その 他の危険から身を守る」の中で「危険な箇所の巡視等」ということで記載させていただいています。

次は53になります。応急危険度判定では、事業所の応急工作物も含まれるのかというご質問があっています。これについては「応急危険度判定」は人の出入りする場所で行うのというが原則になりますので、事業所の工作物は、事業所者自らの責務で行っていただくことになるため含んでおりません。

次に54になります。第4の1の4行目になりますが、応急危険度判定について、自らも応急危険度 判定を行うと書いておりますが、自ら県が行う仕組みはないため、「支援を行います」に修正させていた だきたいと考えています。

次に55ですが、資料で言うと5ページ2の2行目の応急危険度判定の「実施体制」と記載していますが、実態が見えないので具体的に書けないかということで、あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成や受け入れ態勢の整備、判定資機材の確保などのということで、具体例を挙げさせていただいております。

次は56になります。資料2で言うと第5の「公共土木施設等の震災予防対策」になります。二つのご意見をいただいていますが、一つ目は、地震の揺れ、地盤の液状化および津波という言葉を記載するほうがいいんではないか、二つ目は、土木施設等の点検や改修について、必要に応じてという表現になっているが、他のところとトーンが違うんじゃないかということですが、これについて一つ目は、ご指摘のとおり地震の揺れ以外に液状化などによる被害の軽減も含まれるため、表現については修正をさせていただいております。「自らが管理する道路、橋梁、河川、海岸、港等の施設について地震の揺れ等による被害を軽減し、その機能を確保するため」というふうに修正をしたいと考えております。次に二つ目のご意見については、すべての公共土木施設を点検することは、膨大な時間と費用がかかり困難でずが、橋梁など重要なものは、定期的に点検を行っており、また他の施設でも国の通達等により緊急点検を行ったりすることもあるため「必要に応じて」という表現を残していくことにしたいと考えています。なお改修については、財政上の制約からすべて同時期に行うというのは難しいでしょうけれども「緊急性の高い箇所から改修を行う」というふうに表現を修正させていただきたいと思います。併せて第3章第6の1についてなんですけど、資料の2の7ページになります。津波避難にかかる県が管理する施設の点検等というところで、(1)のところで「緊急性の高い箇所から」というふうに併せて表現を修正をさせていただきたいと思います。

資料3のほうに戻りまして、57になります。公共土木施設等の、耐震予防対策について、具体的の内容は、行動計画に盛り込むという事務局からの説明があったが、具体化の手順も書けないかということで、これについては第10章の中で前回検討いただきましたが、この中で、行動計画を作成するって言うことで記載させてもらっています。その中で具体にどういうふうな対策を行っていくかということを、検討していきたいと考えております。第2章については以上です。

(岡村会長)

ありがとうございます。皆さんから意見が出ておりまして、それに対する答えのほうをして頂きました。 ご意見いただきたいと思います。どなたかご発言をお願いいたします。

(多賀谷委員)

細かい話なんですが、既存建築物とここに書いてますね、その後に3ページの第1のところなんですが、昭和56年というふうにここで定義がなされてますね。一般的にその後も小さなマイナーチェンジがありましたので、どこからということになるんですが、一般的に言われているのは旧耐震基準という言葉のほうが、大きな改定は56年ですから、そのほうが一般的かな。既存建築物というのはここに定義があるからいいといえばいいんですが、何箇所か既存建築物という言葉が出てきますので、旧耐震基準によるとかそんなことがいいかなと感じました。

これも小さい話ですが、4ページの第3のところの1番ですね、この辺も前後の文章見ると多少難しい意味あるかと思いますけれども、2行目の「屋外広告物等の落下」の後に「倒壊」もあったほうがいいのかなと、細かいことですがそういう感じがしました。

(岡村会長)

ありがとうございました。既存建築物という言葉と旧耐震基準昭和56年の以前のものすりあわせというか。定義があるからいいかなというふうなご発言でもあったんですが。

(事務局)

これを作成するときに、事務局でもいろいろ検討したんですが、旧耐震基準となると建築基準自体が改正していますので、いつを指したのかが分からないというところで、しっかりと定義づけをしておく必要があるのかなということで、特に耐震性が欠けるといわれている昭和56年5月31日以前の耐震基準の建物について、耐震化を進めていく必要があるということで、この条例の中では、既存建築物っていうのを56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物というふうに特定しています。そこについては、県民の皆様方、建物の所有者の方々に耐震性の確認をしてほしい、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保するように努めていただきたいということでこの内容について作成しています。

(多賀谷委員)

内容はいいんです。内容の問題ではなくて、表現が一般的かどうかということで、どうも旧耐震基準のほうが一般的かなという感じがします。まあ定義があるからいいといえばいいかなという気もします。

(岡村会長)

なお、検討ください。実際は現状が、非常に細かい内容が出てきますけれども、耐震改修どころか、 耐震診断をしている方っていうのは、県内現在 47 パーセントしかいない。耐震改修になると、さらに少ない。ここんところが上がらないとどうにもならないっていう、次がないんだっていうことなんですけど、なかなかここが進まないっていう現状がありまして、皆さん歯ぎしりしているわけなんですけど、非常に達成感がないっていうか、これをどうやってあげていくか、毎回この話になってしまうんですが、それだけ重要なことなんです。他に意見はありませんでしょうか。

(多賀谷委員)

もうひとつ、5 ページの第 5 のところで、地震の揺れの後に、しつこいようですが、「地盤の液状化」という言葉を入れといてもらうといいかなと思いますが、何かそういう表現になってますかね。ないですね。「液状化」という言葉は、「地震の揺れ」と「液状化」という言葉は入れといてもらったらいいかなと思うんですが、他にどっかにありましたかね。

(事務局)

第 5 の公共土木施設の対策についてなんですが、確かにこういった施設が被害を受けるには、「揺れ」「液状化」「地盤沈下」といった部分での被害っていうのがあろうかと思います。 県が管理する公共土木施設というのは、道路、河川、橋梁とか様々なものがあります。 その中で液状化の対策をとっているというのが、河川とかごく一部の部分があるというふうなことで、ここは、第 2 章で揺れからの章になっておりますので、そういった意味からも、揺れから、地震の揺れというふうなことを表現しつつも、他の現象でという部分も一部ありますので、「等」ということで表現させていただいています。ここは、あくまでも公共土木施設として、その機能を確保するということ、そして、点検が必要なところから点検する、緊急率の高いところから改修するというところに主体を置いていますので、その原因たるところは、この章で言う「揺れ」を最初において、あとは「等」と表現させてもらっています。

(岡村会長)

多賀谷委員、今のお待ちしておりました。ひとつは、最近起こった芸予地震とかでも、かなり液状化に対する建物の対策のほうは進んできてて、かなり改善されているということなんですけど。ただ、最後の既存建築物の地下についての部分っていうのは、なかなか現実的にはできないことだろうと思います。何かこれを書くことによって、新たなものは、新しい基準で作られてる、南海地震程度では構わないだろうということは、想像できるんですけど。趣旨としてどういう意味。

(多賀谷委員)

神戸の地震などで見ますと、揺れそのものによる被害よりも液状化のほうが多いんですよね。もちろん揺れだけで壊れているもののありますけけど、細かく見ていくと液状化によるもののほうが7~8 割くらいいっているんです。確かに地震による揺れがあれば、それで液状化が起こり、そして壊れるという三段論法になるわけですけれども、注意喚起といいますかね、そういう意味で、入れといたほうがいいのかなという感じがしたもんですから。普通の家でも最近は、地盤が悪い場合は、7~8 メートル掘り起こすように、建築基準法で決められておりますので、それは、液状化防止ということが狙いなんですよね。そういうことも含めて、液状化という言葉は入れておいてもらってもいいかな。

(岡村会長)

今議論している我々の持っているイメージは、かなりのところが、最近起こった揺れの時間が非常に短い、いわゆる直下型地震に関しての知識がほとんどなんですね。南海地震って言うのは、開放型地震で揺れの時間が極端に長く、9 倍くらい違うんですが、これは今先生がご指摘があったような液状化被害というのは、我々の想像を絶するんではないかということが考えられるわけで、より気をつけておく必要がある。最近の災害はそれがないんです。ないというか少ないんです。あれでも。地震の継続時間が、10 数秒とか、長くても 30 秒程度なんです。地盤に関しては長い時間続くということは、当然我々の想像を超えるということが、注意しておかなければならないことであろうとは思います。

(事務局)

すみません、先ほど液状化の被害の県民の方への注意喚起も必要だというお話もありましたが、後ほど説明をさせていただくところなんですが、資料2の8ページにあたりますが、第5章の「土砂災害その他の危険から身を守る」っていうところ。この章自体は、いろんな地震と土砂災害だけでなしに、いろんな危険があるんで、それから県民の方々は、自主的に避難をしていただきたいっていうことで、この章を作成していますが、その中に、ちょっと見づらいんですが、1の(3)その他の危険というところで、ア、イ、ウ、エと並べてありますが、エのところに「液状化による建築物や土木構造物の倒壊等」ということで、こういった危険な、そういったものについては、自主的に避難をしていただきたいというふうなことをいれさせていただいているところです。

(多賀谷委員)

ややこしいんですけれども、逆に8ページの場合ですね、土砂災害その他の危険からの避難という、 避難という言葉からしますと、液状化という危険があるから、それを避難のひとつの名称として捉えて、 そこから避難するという、そういう行為というのは現実には無理だと思うんですよ。起こるときには起こる んですね。ですから、これはあくまでも予防の話であって、液状化が起こるから逃げましょうという、そうい う話ではないような気がするんですよね。

この第5章の第1のところはそういう内容じゃないんですか、という気が私はしました。ですから、やるとすれば8ページのほうで、(3)のエは必要なのかなという気がしまして、やるならば、前のほうに入れと

いたほうがいいかなというふうに思いました。

(岡村会長)

おっしゃったとおり、予防的措置ですよね。揺れが止まればとまっちゃうんです。

余震とかはそう大きくはなく、予防効果ですよね、余震のこと言ったら終わりか、それ以上のことはないですよね。だからここの部分にということなんですが。検討しましょうか。なぜかっていうと、要するに、高知県のほとんどのところが山手あるいは古い地盤っていわれていたんですけど、先の昭和南海地震があった後の町というのは、そのときに作れなかった地盤が軟らかいところに町ができている。海岸沿いです。そこのところは、やはり想像力をかなりこちらのほうで働かせておかないと、この件は結構大きな問題になる。先ほどの地震の揺れの長さ。結構大事なことになるというふうには思います。

(上田委員)

ちょっと分からないところもあるので、質問も含めて、県の方にお伺いします。

第5の公共土木施設等の予防措置で、液状化対策を入れた場合に、既存工作物の点検改修を行うように努めます。ここへ、液状化を入れたときに、既存工作物の既に建っている下に、土質といいますか、地質といいますか、地盤改良という問題なんですね。それが現実的にしなければならないようになりますよね。努めますということは、危険性が高ければ、橋梁とか土台から壊れるとかいうことになれば。そういうのが入れると、そういうことになるんですか。なるような気がするんですけど、その辺が抵抗があるとかいうことはないんですか。

(事務局)

現在、液状化に関連して、県の公共土木施設の対応というのは、河川工事でやっています。具体的には、浦戸湾内で昭和 45 年の高潮の時に築堤されたんですけど、そういった施設から液状化に対応すべく、矢板を打ち込みまして、工事は進んでいます。そういった耐震工事、液状化を含めた工事をやっているということでございますので、そういった面を含めて改修はやりたいというところではございます。

(上田委員)

そうであれば、当然必要なことであれば、揺れから生じる液状化の被害予防ということを考えると、ここに液状化っていうことで入れても支障はないと思うんですけどね。2 つ並べて、一番大きな意味のある 2 つを並べて、それから等というふうにすればいいんじゃないですかね。

(岡村会長)

他にご意見がないようでしたら、基本的には現在の案で行きたいと思います。ただいまいろいろここの部分につきましてはこれでお願いをします。それでは次の検討に移ります。ここを終わりまして休憩にしたいと思います。第3章「大津波から逃げる」です。まず説明をお願いします。

(事務局)

資料3の3ページになります。資料2で言いますと5ページの中盤からになります。

資料3の58についてご説明します。ご意見としては、この条文の中で観光客に対して、特別に規定する必要はないんじゃないかとのご意見をいただいています。骨子案では、観光客は居住者等の中に含めていますが、観光客に対して特別の規定というのはこの中では設けていない。県民、事業者等と同じ対応とさせていただいていますので、特に修正はしておりません。

次に59になります。資料2でいいますと第1の1の3行目になります。ここでは「弱い地震」であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときっていうふうなことで、それが避難するサインですよっていうふうなことで書いていますが、津波の避難をする1次情報は強い揺れと判断してもいいのではないかというご意見をいただいています。これについては、国の「津波避難ビル等にかかるガイドライン」においても、津波被害に対する対策としては、強い揺れだけでなく「弱い地震」であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときと表現されていますので、このままの表現とさせていただきたいと考えます。

次に資料 3 の 4 ページ、60 になります。ここでのご意見は、行政に対してSOSをアピールしないと、 救援物資が届かないということを県民にわかってもらう必要があるのではないかというご意見をいただい ています。これについては、支援を必要としている人から支援が必要だということを求めていただくことも 必要ですが、条例事項でなく、広報や情報提供の範囲で提供できると考えています。

次 61 になります。第 1 の 5 になりますが、「何人」という言葉がここだけ突然出てくるということでご意見をいただいていますが、これにつきましては「海岸付近または河口付近にいる者」ということで表現を修正させていただきたいを思います。

次 62 になります。同じく 5 のところで、「避難意識」という表現をさせていただいていますが、「避難意識」とは何なのかというご意見です。「様々なことに意識を持っておく」という意味で避難意識ということを表現しています。これについては、骨子案の解説文の中で説明していきたいと思います。

次に63になります。ここで63,64になりますが、資料2で言いますと第1の1のところで4行目にあたるところで、避難をするときに原則自動車を使わずに避難をしなければならないという表現している部分について、"原則自動車を使わず"にという部分についてどうなのかっていうことのご意見をいただいています。これについては、自動車を使用しての避難というのは、家屋が倒壊したことなどによって、自動車を使用すれば円滑に避難できない恐れがあるということや、徒歩によって避難する方の妨げになることがあることから、原則自動車を使わずにと規定しています。「原則」と記載しているのは、災害援護者などどうしても車を使わなければならない場合も出てくるということで、状況については、地域の中で話し合いをしていくということになろうかと思いますが、そういった意味で、ここでは原則自動車を使わずにとさせていただいているところですが、この件については検討会のほうで検討いただきたいと思います。

次 65 になります。津波避難計画の作成のところで、住民参加の意義をもうちょっと積極的に書き込んではどうかとご意見をいただいています。資料2の6ページになりますが、ここで2のところでアンダーラインを引いてありますが、「自らが津波から避難する際の問題に向き合い、避難路、避難場所、避難方法を確実に確認するために」っていうふうに追加をさせていただいているところです。

次に66になります。第3の「津波避難訓練」のところなんですが、事業者に学校も含むというふうに記載してはどうかということですが、第1章第2のところに事業者の定義の中に、学校を含むことを明記させていただいています。

次に67になります。資料2で言いますと第3「津波避難訓練」のところですが、自主防災組織を県民、事業者、県、市町村と同等の役割で規定することは疑問があるが、津波避難訓練の主体は、自主防災組織以外の選択肢はないのかというご意見をいただいています。これにつきましては、津波避難訓練や地域の津波避難計画の作成・見直しは、県民個人では困難であること、また自主防災組織と名乗っていなくても、地域で集まって、津波避難訓練等を行うのであれば、「自主的に防災活動を行う団体」つまり自主防災組織と変わりはないといえるため、自主防災組織とだけ記載をさせていただいています。

次に 68 になります。見出しにあたりますが、「津波被害に関する情報提供」としていますが、「津波、 避難に関する広報および情報提供」というふうにしたほうがいいんじゃないかというご意見をいただいて います。これにつきましては、広報って言う言葉は、マスコミや広報誌などを利用して、情報を広く知らし めることを意味しております。この項目では、主に、表示物や標識等による情報が中心であるため、「情 報提供等」を「情報を入手しやすい環境の整備等」と修正をさせていただきたいと思います。

次に69になります。同じく第4の1の2行目にあたります。ここで、情報を入手しやすい環境の整備の前に、「県民・事業者が」と入れた方が読みやすいのではないかというふうなご意見がありましたので、その旨修正したいと思います。

次に70で第4の2の(3)になりますが、「非常用放送施設」という表現は、非常時の通報のみしかしない施設のように思われということで、「緊急情報の放送施設」に修正させていただきたいとおもいます。

次に 71 です。例えばということでご意見いただいていますが、緊急避難マンションの場合には、空き 部屋とトイレも含めて利用できるような協力協定を結ぶことなどの例示を書いてはどうかというご意見です。これにつきましては、県民や事業者に協力を求める項目については、今後の対策の進捗状況によって、その内容も変わってくるということから、条例の中に、具体的に盛り込むことになると限定されてしまうということから、対策を進めていく中で、具体的に必要な事項について協力を求め、協定を結ぶという形で、「公助」で不足する部分を補っていきたいと考えています。

次 72 になります。 資料 2 で言いますと 7 ページの第 6(1)にあたるところですが、 堤防、防潮堤とあるが、防潮堤は堤防のひとつだということで、 「堤防」に統一をさせていただいております。

73 になります。陸こうや水門の維持管理体制の体制は、具体性がないというご意見ですので、「津波の侵入を防ぐため、陸こうの常時閉鎖や支障のない高さまで水門扉を下げる等、」ということで具体的に記述させていただきたいと思います。

それから 74 になります。第6の2のところで記述していますが、地域外の方が、陸こう等を使用した後、開けっ放しにしたりするということが起きるので、対策が必要ということで、第6第2項として「陸こうを利用するものは、陸こうが津波の浸入口とならないよう、利用後は閉鎖するように努めなければいけません。」というふうなことを追加させていただいております。以上です。

(岡村会長)

ありがとうございます。まずは、検討会で必要な項目として挙げられましたナンバー63,64 の原則自動車を使わず、よく言うんですけども、これについてご検討いただきたいと思います。

どなたかご発言をお願いいたしたいと思います。

やっぱり居住地がどういうところにあるかで変わってしまうので、非常に込み合った市街地になるのか、 ちょっと高台にある、例えば新興住宅地であるとかですね、車を出していただかないといけない場合も あります。いろんなケースがあろうと思います。高知県の場合いろんな地域を抱えてますので。

(多賀谷委員)

この問題非常に難しいんですね。たぶん地域の状況によってずいぶん違う話だと思うんですよ。その辺を加味してということじゃないかと思うんですけど、原則何とかしてくれとなると、言葉は悪いんですけど、とってつけたような感じもせんでもないと、人によっては、この前の北海道の地震のときにNHK あたりでは、自動車に乗って逃げてくださいとかいっておられる。

それから京大の川田先生あたりは、自動車に乗っていれば、情報が入りやすいとか、寒いときには暖 房が取れるとか、そういうふうな言い方もされておられる。

難しいところなんで、地域に応じてという感じの話しかなというふうに思うんですけどね、これについては、事前に地域ごとで自主防災組織の作業のひとつとして検討していただいて、それによってということになるのかなという気がします。

(岡村会長)

津波が来るところとそうでないところとありますし、高さもありますし、人口密度もありますし。

(土居委員)

車に乗って移動といったときに、時間的経過はありますけど、我々が一番困るのは、救援に出るときに車が邪魔して入れない。こういうことは何回もどこへ行っても起こるんです。だから車はできるだけ、避難のときは乗ってもらいたくないというのが、我々の考え。しかし、要援護者の場合なんかは逃げられないわけですから。非常に難しい問題ですけれど、基本はやはり車でなく避難ということを考える、そのほうが大事じゃないかな。

それから、避難するころには、それぞれの生活用品に関するものが必要になってくるわけですけど、 その避難所で決めた以上は、そこで生活するいろんな食料、水ですね。我々はあご足枕といってるん ですけど、それらがすべて設置されていないと、避難所という大きな声はあげられないんじゃないかなと いうふうに思っていまして、県の作っているものが、それだけのフィードバックができたものかと、それが ない限り、ここは避難所だとあんまりいわんほうがいいんじゃないかと思ってるんです。金がないなら。

(岡村会長)

原則を定義しますか。

(事務局)

すみません、資料5パブリックコメント用の資料がありますけれど、そちらの29ページに用語の解説ま では本日は詳しく入らないと思いますが、ちょっと説明したいと思います。29 ページに、原則自動車を 使わずとはどういうことであるかほ記載しており、「避難方法は、以下の理由から原則として徒歩によるも のとしています。」これの抜粋が、国から出ています「津波避難ビル等に係るガイドライン」にこのことが 書いています。「原則徒歩で」とそちらのほうには書いていましたが、「徒歩」は「ゆっくり歩く」とか意味に 誤解する方がいらっしゃったので、逆に車を使わない側でこちらでは骨子案に書いています、ということ を付け加えています。これに先ほど申し上げた4つの理由で、こういう危険もありますので、この下に「た だし、家族の中に災害時用援護者等、円滑な避難が、非常に困難な方がいる場合、もしくは、家屋が 密集しておらず、渋滞や徒歩避難者の避難の妨げとなる恐れが低いような地域である場合は、自動車 利用の可能性も含め、地域の実情に応じた避難方法について検討する必要があります。」というふうに 解説では書かせていただきました。このことについては、非常に重要な事項ですので、骨子案では、県 民の方に、ご意見をこの部分について「原則自動車を使わず」自体を難しいのでを削ってしまうというこ ともあるんですが、皆さんに議論していただく一番いいネタではあるし、なぜそういうことを書いてあるだ ろうと心を留めていただけるかもしれないので、うちはやっぱり車を使いたいということならば、上の 4 点 には地域はかからないかどうかを、考えていただくことにもなりますので、何かしら書いてご議論いただく ということでどうかと考え、今の段階では入っております。どう書いて県民にお知らせするかというところ は、検討会の皆様で表現方法をご検討いただいたらと思います。

(岡村会長)

地域に応じてというのが、どこかに入っていないといけないですよね。これはもう異論が無いと。状況 もありますので、実際使えない、大災害の場合。もうひとつは、自動車は浮力があって津波に流されや すい、それ自体が浮遊物になる、閉じ込められるということももちろん、その他にもう一つは、火災の要 因になりうるということですね。高潮災害で実際に高松市で 30 台が燃えていますので、南西沖地震で 奥尻島の火災の原因が電線であるとか車であるとか、潮がかかって車が流れることがあるというのはは っきりしていますので、それも問題です。もちろん、避難とは関係ないんですけどね、車が置いてあれば その可能性が否定できません。パブリックコメントで県民に問うということで書いてございますので。

(藤原委員)

この部分はこれでいいと思いますが、パブリックコメントのこの資料のほうの「原則自動車を使わず」に、 徒歩は車馬に乗らず足で行くこととありますが、分かりにくいなと、こういうことしていいのかなと、車を使 用すると①②③④までありますけど、後の救助活動に支障が出るということは入れてほしいなということ です。最初の徒歩云々はいらないんじゃないですかね。「家族の中に」これを、対象に見ている方によ るんでしょうけど、家族の中にだけじゃないんで、「家族の中に」はいらないんじゃないかと思います。

(岡村会長)

パブリックコメントは後でまたということになっていますので、話し合いをしたいと思います。他にございませんか。ここで、休憩をとりたいと思いますけど、いかがでしょうか。

(青木委員)

別に中身のところは、地震の実際の想定のところで、なかなか難しくて、この会では議論したときに、自動車を使うことは、これは、公害になる恐れがあるとか、発言をしたのは、そのガイドラインがどう書かれてたかわかんないですけど、一文でずっと長いですよね。それくらいで自らの判断で高台等の津波に浸水しない場所に直ちに避難しなければならないというので、一応早く避難しろということをいって、その手段として自動車を使うことは、自動車以外もそうなんでしょ。走る車だけじゃないですが、何とか上田委員と土居委員のやりとりがありましたが、その辺については、避難方法というのはもうちょっと丁寧に書くという方法もあると思うんですよね。今のように論議するのはいいかもしれないけど、なぜ、そういうことが、やっぱり人間、家にあって、相当勉強しないと、自動車使っちゃいかんのかということになかなかならないと思うんですよ。その辺についてきちっというんであれば、避難方法については、こういう危惧があるから、または、こういうことを考慮しなければいかんから、こうするんだよということをもうちょっと書いてもいいのかなということを思います。

国のガイドラインの要項なのか、それとも原則自動車を使用せずっていうのは、今の条文の第3の第1の(1)のところからとったものであるとすれば、ちょっと書き分けて、避難方法についての特別な注意を1項おこしてもいいかな、ということは思います。

(土居委員)

18 年度でとったアンケートで、20 数パーセントしか出てないんですけど、この避難訓練はほとんどやってないんですよ。だから、避難訓練も勿論そうですけど、昼間の避難もそうですが、夜間の訓練、本当に数パーセントですね、こういう形の中で、避難について見えてこない。なぜ避難するのかをあんまり分かっていない感じをいつも受けているんですけど、それに対する対策というか、そうした分はもう少し必要じゃないか。いつも避難のところでひっかかる。昨年の県民に対するアンケートで感じていることで、5 年間変わっていません。取り始めましてから 4 年間。避難訓練、特に夜間訓練、なぜ避難するのか、歩いて避難するのか、車で避難するのか、いうこととおもいますけど、避難そのものが分かっていない。もうちょっと積極的に避難訓練をやってもらいたい。避難が分かっていない。

(岡村会長)

土居委員が言われているように、なぜ避難するのか、メッセージにそれができてないので、当然クエ

スチョンマークがついているんですけど。

(事務局)

土居委員からは以前からそのような意見をいただいたので、この条例の第 3 章の大津波から逃げるにおいては、第 1 で、実際揺れたあとすぐに逃げるんですということで第 1 に規定した後、県民ワークショップでも声の多かった、避難路、避難場所の整備、安全な避難路、避難場所をどのように確保したらいいかを条例にということが、その答えは津波避難計画です、ということが、11 月のシンポジウムで、みなさん家の半数が出ていただいたシンポジウムでましたので、第 2 項で住民同士・地域で津波避難計画を作る、避難路、避難場所、避難方法が検討されてその項目の中に入るという、なぜ訓練をするのか、第 3 のほうに、ただ絵に描いたもちで津波避難計画が終わってはいけませんので、地域の津波避難計画を確認をするのだと、実際にそれでやってみて、それでもまだ問題があるなら、津波避難計画をもう一度見直し、そのツールにするということで、様々な想定の下で、訓練をして、津波避難計画を見直し、避難路、避難場所を整備が新しく必要ならば、みんなでして行くと、市町村さんとともにしていくということで、第 3 の 6 ページですが、一番に津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画の基づき、少なくとも年 1 回、開催する季節、時間帯等様々な想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を行わなければいけませんと、土居委員の数々のご意見をこちらのほうに反映したつもりでおります。

(土居委員)

いまだ、県下各地を回る中で、履修されていないと痛切に感じております。やはり、昼間の状態と、昼間の地形状態と夜の状態は全部違ってくるわけですね。避難路は、高台なんですね。高台は斜面が崩れているということを考えていない。堂々とした道があるんだ、という形の中で避難訓練。違うよと、全てがばらばらなんだ、その中で、どういう避難しなければならない。当然健者は勿論、問題はたぶん、援護者に対する避難を考えていかなくてはいけない。そんな形の中の訓練、夜は当然ライフラインありませんから、そんな中で使えるのは、ヘッドライト、ランプライト。なんかそこのところを積極的にどうして分かってくれないのかな、ということをいつも思うんです。プログラム受けた方がフォローしていくんですけど、まだ、トップにいくとなかなかあがってこない。

(岡村会長)

もともと経験してないことを想像してやりますけど、できない人が、現実的には多数ですね。それを防 災教育、防災文化に高めることが必要なんですけど、イメージをもっていかないと、理解してないと、何 が起ころうとしているかは、全然まだ。それは、具体的に目で見ることによってイメージを作ることもできる ので、そういう方策しか残ってないのかなと思います。

ご意見いただきましたけど、全体に関わってくるんですが、一応、津波に関してはこの付近で、ご議論 いただいたということでよろしいでしょうか。休憩にしたいと思います。

《休憩後再開》

(岡村会長)

それでは、第4章の「火災から身を守る」について検討を行っていきたいと思います。

(事務局)

資料3の4ページになります、資料2では7ページ中段ほどになりますが、第4章「火災から身を守

る」について説明をさせていただきます。

まず、75 になります。資料 2 では第 1 の「出火や延焼の防止」のところの 1 行目から 2 行目にかけてのところですが、「自らの身の安全の確保や避難に支障がない限りにおいて」の表現については、「自らの身の安全や避難を優先的に確保し」に表現を改めてはどうかと意見をいただいています。これにつきましては、出火や、延焼を防ぐための行為ということで、ご意見のように自らの身の安全や避難を優先的にという表現をすると、消火しなくてもいいとの誤解を生まれる可能性があるため、現在の表現のままとさせていただきたいと考えています。

次に 76 になります。(1)のところですが、「火気の使用を停止し、ガス栓を閉めること。」と表現していますが、火気がガスコンロのみを思い描かせないかということで、(1)火気の使用を停止すること、(2)ガス栓を閉めることと、号を書き分けることとさせていただきたいと思います。

次に 77 について、(3)のところで電流制限器(ブレーカー)と書いていますが、この部分について、通電後の火災の対策としてブレーカーを落とせと言うことが書けないかっていうことのご指摘をいただいています。これについては、骨子案の中で、表現することは難しいので、解説文の中とか、あるいは今後の啓発の中対応したいと考えています。

また、78 では同様に電流制限器という言葉は分かりにくいのではというご指摘をいただいています。 これについては法律上の正式名称だということで、そういう言葉を使用させていただきます。一般名称の「ブレーカー」が知られてますので、括弧して「ブレーカー」と表記をさせていただいます。

それから 79 のところで出火や延焼の防止のための行動は、他にもたくさんあるので、そのひとつとして「その他必要な措置」といった言葉を入れてはどうかというご意見をいただいています。この項目については、地震発生時に出火防止のために何をするべきかを知っていただくことが目的になりますので、行動を具体的に記載する必要があるということになります。必要なことについては、ここに書いてるということで、それ以外の部分で具体に必要だということであれば、具体に記述をする必要がありますので、ご指摘をいただきたいと思います。

それから80になります。第2、第3の火災への備え、防火訓練の実施等というところで、「県は市町村や消防と連携して、耐震性貯水槽等の消防水利の整備に努める」という表現で含めてはどうかというご意見をいただいています。これについては、消防水利については、市町村の業務で、補助金や基準作りは国の業務であり、県の関与がこの部分ではないということで、条例の中では表現が難しいということで修正をしておりません。

(岡村会長)

今の皆さんの意見に対応案に対する意見や追加ございましたらお願いいたしたいと思います。初期 消火という言葉が出てきます。大事なのはとにかく火が小さいうちに消すというのが基本なんですけど。

(事務局)

第1の「出火や延焼の防止」のところの2のところに、火災が発生したときはというところで、2行目に「消火や延焼の防止に努めなければいけません」と書いてありますが、この消火というのは、初期消火というふうな意味になります。また第2の火災の備えのところに、1のところで、県民、事業者等は消火器等の初期消火に必要な用具の設置と適正な管理に努めなければいけません。という表現をさせてもらっていますが、ここは、初期消火になったらおかしいですね。初期消火は大事なんですが、消防法上の、消防法でもこのようなことを書いてありまして、初期消火をするとともに、さらに燃え広がってですね、見たとき初期でない場合、そんな時もみんなで消すとなっていますので、消火と書けばどの時間と書く必要がないのではないかということで「消火」とだけ今書いています。

(岡村会長)

それはそうでしょうけれども、やはり火が小さいうちというのは、個人あるいは地域くらいかな、地域までいったらあれかもしれませんが、個人で消すということが基本なんですが、消防車がとうてい足りないと。神戸は 168 箇所出火したんですが、消火車両が 66 台、そのうちの半数しか使えなかった。そういう状況ですから、高知では津波が来ますから、さらに混乱が増すわけですが、どうしろってことではないんですが、初期消火ってなると、理解しやすいというか、皆さんの頭の中に入ってくる言葉なので、それを使えたらということをちょっと。

(多賀谷委員)

いわゆる電力会社とかガス会社とかそういう事業者というのは何か別にきちっとした決まりがあるんで すかね。質問なんですけど。

(事務局)

きちっとした決まりと申します例えばとどういったことでしょうか。

(岡村会長)

電気事業保安法とか、個々の電気機器の安全とかですよね。通電ですかね。

(事務局)

この中でそこまで細かく定められているかどうかっていうのは、ちょっとよく分からないんですが、当然、 事業者が、停電等のときに復旧する際には、安全対策についてマニュアルなんかも当然あると思いま すので、それにしたがってやっているんじゃないのかな。

(岡村会長)

消防法では、神戸の教訓を踏まえまして、かなり再使用に当たっての業者の点検についてはかなり 個別に決められております。ガスと電気に関しては。

(小野委員)

出火時の延焼の防止のところで、ブレーカーにより電流を遮断するというところですが、このブレーカーをおろして電流を遮断するというということは、勿論遮断して逃げるということが原則なんですけれど、揺れが収まって、今度復帰したときに、帰ってきたとき、ブレーカーをあげたときに、そのときに火災が起こるということを耳にしたことがあるんですけど、これは、どのようにすればいいんでしょうか。

例えば、私たちが話し合いの中では、コンセントも抜く余裕があればコンセントも抜いて、そしてブレーカーも下ろして出るというふうに、余裕があればそのようにしたいということは、仲間同士では話し合っているんですけど、前にブレーカーを上げたときに火災が起こったということを聞いたことがありますが、ここではどういうふうにしていけばいいかなという質問なんですけど。

(岡村会長)

実際、四国電力を中心とする事業者に関しては、高知県への送電を開始するかどうかの判断というのは、かなり時間がたってからで、それも、個人に周知徹底したうえで、安全チェックを業者がやってから通電になるんだと思います。基本的には、我々が入れようとしても入らないですね、現実的には。送電

停止しますので。高知県では。

(事務局)

ご質問があった部分なんですが、どういった現象で火災が起こったのかというのは、勉強してみないと 分からないんですが、そういったブレーカーをあげたときに火災が起こったっていう現象があったという お話なんですが、そこを、県民の方に十分注意をしておかなければならないということであれば、そこは、 四国電力なんかにも確認しながら、非常に重要な対策のひとつ、注意喚起のひとつということであれば、 表現のほう考えていきたいと思います。例えば、電力会社側が電力を供給するときに、十分それぞれの 供給を受ける側と確認したうえでやってるということであれば、条例事項までの必要はないのかもしれま せん。よく分からないので、確認をした上で検討させていただきたいと思います。

(岡村会長)

最近の災害からいえば、中越地震がちょうど午後5時55分ですから、日が暮れて夕食の準備をしてた時間ですけど、火災は8件と非常に少なかった。その後の火災もそうですが、火災が非常に少ないですね。それは、安全装置もそうですけど、火災になる例というのは、ほとんどガスストーブを使っていて、ど今、新しいものについては消えるんですが。新しいものは消えるんですが、その熱が残っているところへ上から物が落ちてくるという形が、神戸の場合に非常に多かったです。そこは何とも申しようがないですね。今仰っているのはそうじゃなくて、再使用のときに、素人で使えるかどうか分かりませんが、極めて危険なので、プロに、電気の使用というのは扱えないので、やはり業者さんの方にチェックしていただくということがどうしても必要。

他にございませんか。意見がないようでしたら、次にいきたいと思います。第 5 章 「土砂災害その他 の危険から身を守る」の説明をお願いします。

(事務局)

資料 3、資料 2 につきましては、8 ページになります。

資料3の81から説明させていただきます。土砂災害については、津波・揺れ・火災についで、死者が発生する原因というふうなことで、土砂災害その他の危険から身を守るというまとめた表現ではなしに、その他の災害と分けて、記載をしていただきたいというご意見をいただいています。このため第5章については、記載を全面的に見直しさせていただいています。

資料3の5ページに移っていただきたいですが、82のところで、それぞれの各危険な状況の中で"河道閉塞による上流の地域の水没"の後に"及び河道閉塞部の決壊による土石流・山津波等"とか"液状化による建築物の倒壊"の後に"堤防の決壊、護岸・防波堤等の破壊"とかそういったものを表現してはどうか、というふうなご意見をいただいています。全体的書き振りを変えたもので、ご意見の趣旨については、一定反映させているというところですが、資料2のほうを簡単にご説明させていただきます。ちょっと見にくいんですが、線をひっぱって消しているところが以前の骨子案になります。中断からちょっと上のほうに1と書いてますが、「県民は、地震時の揺れやその後の余震、降雨等によって、(1)の土砂災害、(2)の土砂災害の前兆現象又は(3)のその他の危険が見られたときは、その旨を直ちに県、市町村等に通報するとともに、危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険周知に努めるものとします。」というふうなことで(1)(2)(3)ということで、(1)の土砂災害、(2)の土砂災害の前兆現象又は(3)のその他の危険ということで表現をさせていただいています。それから2としまして新たに加えさせていただいたところなんですが、県民の方については、土砂災害その他の危険から自主的に避難で

きるよう、日頃から備えていただくという意味合いでここに 2 を加えさせていただいています。それから 3 については、県のほうの規定なんですが、あらかじめ県民の自主的な避難に必要な知識の啓発や情報の提供に努めるっていう項目を追加をさせていただいております。

資料3の83のほうに戻っていただきたいと思います。ここでは、県民の方は、異常現象を発見したときは、通報するよう努めることとしているが、管理者が、どこになるのか分からないことが多いということで、管理者が誰かを現地に掲示できるものであれば掲示し、市町村に連絡があった場合に部署が違っても受け止められるような、体制作りも必要ではないかっていうご意見をいただいているところです。1つ目については、すべての構造物に管理者を表記するのは膨大な時間と費用がかかるため現実的には困難。2つ目については、被災直後は、行政として、対応すべき事柄が非常に膨大になりますので、また、通信の途絶等により、連絡手段も限られることが、想定されるため、各自主防災組織等において、あらかじめ地域の危険性を把握する中で、施設の管理者っていうものを知っておいていただいて、異常等があったときは、速やかに連絡していただくことが望ましいと思われます。このため、資料2の12ページになりますが、第9章第3、自主防災組織の活動の推進のところにございますが、その2の(2)、ここにアンダーラインが入っているところがありますが、「避難路等の把握」を「避難路、通報先等の把握」というのを入れさせていただいているところです。

資料3に戻って説明させていただきます。84になります。資料2で言いますと9ページの2行目にあたる部分なんですが、県の居住者等への周知と立ち入り禁止等の措置について、努力規定でよいのかというふうなご意見です。これについては、被害が広範囲に及ぶことから、すべてに対応できる確実性がないため、できる限り、対応するという意味で、努力規定とさせていただいているところです。

それから 85 についてです。2 の 1 行目に当たりますが、危険物を扱う施設の管理者の例示として、 "可燃物"を入れてはどうかという意見をいただいています。危険物という言葉を「転倒等危険物」等で 使用しているため、誤解のないように、ここで「危険物(この骨子案において、消防法上の危険物、毒物、 劇物、火薬類、高圧ガス、水質汚染性農薬等)」というふうに言わさせていただきたいと思います。第 9 章のなかでも事業者の備える危険物というのが出てきますが、これも同様に定義づけをさせていただき たいと思います。この章は以上です。

(青木委員)

資料2で8ページの新たに書かれたところは、重複になるんじゃないですか。最後の第1の3の「あらかじめ県民の自主的な避難に必要な知識や啓発や」というところが、それとさっき説明読んでもらったときに、「啓発や情報の提供に努めます。」っていうことで、「知識」に何か意味があるとすれば何なのかな、ということで、「必要な啓発や情報の提供」でいいんじゃないですか。

(上田委員)

今気がついたんですけど、第1の1で修正された部分で、1行目の(1)土砂災害、(2)土砂災害の前兆現象とか3つあげてますが、1の中身の項目がこの3つで全てですよね。わざわざここへ抜き出しているんですけど、以下の現象が・・・みたいなときみたいに普通まとめて書くように思いますが意味が特にあるんでしょうか。現象ではくくれないということでしょうかね。それなら、「現象の危険性」とか表現の方法があるように思うんですけど。どうでしょうか。

(事務局)

ここで表現したかったのは、土砂災害について、危険地域等の指定をしていますので、そういう意味では、それから土砂災害の部分については、県民の方にそういった急傾斜地の指定の状況なんかもあ

らかじめ周知をしていく、それに対して避難をするといった取り組みを検討されているということから、いろんな災害から身を守る中で、ひとつ書き分けたいということが、内部の調整の中でありまして、その表現方法として、区分分けの意味で、一つ目は土砂災害です。二つ目は土砂災害の前兆現象で土砂災害ではない。それと(3)というふうに表現させていただいています。文章の構成上、こういうふうな形でさせてもらってますので表現的にどうなのかなというご指摘もございましたが、条例にすするときには違った表現の方法というか、また表現方法もあると思いますので、そのときにはまた検討したいと思います。

(上田委員)

(1)(2)(3)の意味合いを言ってるんじゃないですよね。これを重ねて、前文に、1項の文章の中に、わざ わざ引き抜いているという意味を言ってるんです。その答えなんですかね。普通「以下の項目」とか「以 下に記載する現象」とかいうようにいえば全部入りますよね。中の項目の分け方は、勿論これで意味が あるんですけど、その前段の。

(事務局)

表現方法についてはいろいろ内部でも検討したんですが、条例化するときの表現としては、概ねこういうふうに、(1)(2)(3)とか表現するときに、前段に(1)土砂災害で、(1)の土砂災害については、こういう現象なんですよとかですね、いうふうなことで、条例の際にはこういう表現になってしまうんじゃないかということで、それに近い形で表現させてもらっているんですが、今の段階では、骨子ですので、より読みやすい表現のほうがよろしいというご意見ですので、そこらへんは修正可能だと思います。

(土居委員)

これは例なんですけど、私の住んでいるところにトンネルがあるんですよ。そこを私自転車で行ってるんですけど、トンネルの壁が落ちてた。これは危険だということですぐに連絡を取った。すぐにと言うのは、自分の携帯に南国土木の電話番号が入ってなかったんです。警察関係は全部入ってるんで、それで連絡を取って、こうこうこうですよ、壁が落ちているから、すぐに対応しないと誰かが事故に巻き込まれるから対処しなさいという中で指示を出したんですね。で、すぐにその場を離れる中で、結局、後の人のことを考えた。「ここ危険だよ。」というふうなこと。後に出てくるんだけど、「ここ危険だ」ということを表示して逃げてあげる。災害のときにライフラインがない。まず、電話が通じない、何も通じない、それに対して連絡できるかと、あまりにも絵に書いたもちのような感じを受ける。自分が体験して危険だと思ったら、自分ならば危険の問題を話して講演していますから、県警に、本来なら南国土木が先なんだけど、南国土木が入ってないから県警に電話して、こうこうこうだよということで、すぐに対処してくださいということで、行動をとったんですけどね。最終的には直っていました。壁を押さえるのができましたから。

それが地震のときでも同じじゃないのかな。危険だと感じたら、そこで「ここは入っちゃいけませんよ」ということをまず書ける人がおれば最高だよ。だけど、そこから要は、公的団体に対して連絡を取れる余裕があるのかな、そんなことをこれを見ながら感じました。だから、もう少し一般住民に啓発できる心構え、ここのあたりをもっと前に出したほうがいいんじゃないのかな。出てる?

(事務局)

第1の1の、上田委員の仰られた部分の続き、「この場合において、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への」この居住者等というのは滞在者・通過者も入ってますので「危険の周知に努めなければならない」この周知が、一軒一軒まわって声を掛けるのではなく、「この先土砂崩れ危険」とか「トンネル内崩落危険」とかいうのを例えば、書いてトンネルの入り口か手前のあ

たりの四辻あたりに掲示しているとか、そのときもっているものによっていろんな方法ができるかもしれません。そういうことなども含めて、一応書いてはおります。自らの身の安全の確保に支障のない限りにおいてという条件も書いてそういうこともしてくださいと。確かに、公的機関に、南国土木に連絡して、南国土木がその部分を通行止めにしに行く間はないかと思いますので、その部分については、土居委員のようなことができる方を増やすために、一応構文に書いております。

(土居委員)

通報というのは、なかなか災害時にできるのかなと。それよりも先にもっと、今のようにみんなが公示をする、という体制が必要ということを前へ出したほうがいいんじゃないかなという感じを受けた。「県や市町村等に通報するとともに」は、通報するんじゃなく、「危険箇所を先に表示をし、時間があれば県や市町村」っていう形の方がまだいい感じがするんだけどね。実際にできないですよ、本当に。通報なんていうのは。県民みんなが、土木事務所、県庁の番号がみんな入っているかというと、ほとんど入ってませんよ。警察本部の電話番号、全部入っていますか。たぶん僕しか入っていないと思う。そういう危険に対する問題がでてくるのは、啓発、行き着くところは教育になっちゃう。そういうことを常に感じました。

(青木委員)

イメージをはっきり持つために質問ですけど、今仰っているのをいったら、土居委員の備えるために、 例えば、車持ってる人が、そういうのをいつも持ってるというところとか、どうやって現実的には、ここから は立ち入り禁止、ここからは危険だから危ないですよというのがやれるか、人数をそういう人が、テクニカ ルで言えばどういうことになりますか。

もうひとつ、そういうのは、条例が例えばできたら、誰でもやってもいいというふうに根拠付けることができるのかどうか。緊急避難であれば、道路の通行止めだとかを、原則はやっちゃいけないわけですよね。そういうことをする、緊急避難の対応として、緊急の対応として、そういうのをやっていいというのを、条例上根拠付けを持ったほうがいいかとか、各自がやるべきだとかいう、それは事務局に聞いたほうがいいと思うんですけど、私道の場合は誰でもできますけど、公道というか公の道路だとかを、勝手にやったら、ここは止まりなさいとか、立ち入り禁止というのは、たぶん、その辺はどういうに考えたらいいのですか。

(土居委員)

自分がやったの「危険ですよ」と紙に書いて貼った。マジックは常時持ってますから。基本的にね、一例挙げると、交通事故にあったときに、皆さん方の携帯電話の中に何が入ってますか。まず入れておかなければならないのは、保険会社の番号ね、自分のかけてる、警察というふうな、常に見えない危険に対する対策の部分、連絡通報網ですね。こういうものを入れておかないとすぐ対処できないということをいっている。起こるって前提ですよね。でも皆さん方一般に交通事故は起こさないという前提で動いてるわけです。そうじゃないよ。だから、地震は起こりますよ。起こったときにどうやって逃げますか。どういやって連絡しますかっていうことだけなんです。だから、平時ならこれで行くんだけども、特に災害発生時は電話つながりませんから。必要なのは、できることは、危険ですよということしかできない。危険ですよ。自分が通っているんだから。そういうことの啓発が非常に大事だということです。

(岡村会長)

岡村ですが、県民が現場現場に応じてできるだけのことをしていただくということが必要ですよね。実際、高知市内の例でも、次の津波でやられるという状況で、山越えをして瀬戸団地に行ったりする人が出てくると思うんです。この行動が、逆に非常に危険な行動に繋がっていく。職場から自宅へ戻るという

こと自体がものすごく危険を伴う。地震が起こっているという状況の中で、何が何でも家族の元に戻ろうとするんだと思うんですが、そういう情報がいち早く伝わっていけば、そういう努力をしていただくように、イメージをちゃんと持っていただくということだろうと思います。行政が云々っていうのは、あまり初期の段階では必要ないというか、できないんですね。今は、門前町、能登半島で起こってることは、集落はそれほど壊れてはいないんだけども、上のほうの崖に開溝割れ目ができ、いつ崩れるか分からないから集落全体は住めないという地区もありますけれども。これも住民が納得して、どうしても通りたいわけですよね、自宅に戻りたいという住民の意識があります。また、規制を住民に納得していただかないといけないわけです。相当長期にわたりそうなので。そういうことが高知の場合は控えており、南海地震はその期間、耐え忍ぶ期間が非常に長くなります。そのこともある意味では、知っておいたほうがいいし、この条例案に入っていればありがたいですよね。行政だけの問題ではない。なかなか土砂災害と書かれると、それは行政じゃないかと反射的に思います。土砂災害対策を何十年もわれわれは行政任せにしてきましたので、個人戦でどこまでできるかっていう発想にほとんどの人が立ってないと思います。

(事務局)

先ほど、いろいろご意見いただきましたので、県に通報するって言う部分と、周囲の居住者に危険を知らせるということ、ここの書き振りを事務局で持ち帰って検討させていただきたいと思います。ちょっと時間をとってもあれですので、ご趣旨は分かりましたので、十分検討させていただきます。

(藤原委員)

内容に関しまして、言われたとおりでかまわないのですが、地震・津波、ここまではイメージできます。 実際体験された方とか、災害支援に行かれた方からすれば、非常に想像力は弱いと思うんですけど、 まだイメージできる。けれど、地震に伴っての災害、これはなかなか実感ないんじゃないかなと思うんで すね、必然的に、我々のところは海が近い。ならば山へ逃げろ、山があるから大丈夫だと思うけれども、 土砂崩れの可能性の高いところだし、非常に怖いんですけど、山へ逃げたらいいわという妄想的な思 いがあります。ですから、特に土砂災害その他の危険については、割と危機管理意識が薄いと思う。全 体的にどう危機管理意識を高めていくか、具体的に災害の度合いによってどこまで危険性があるのか、 非常に難しいんですけど、ここは特に、意識的に弱い部分だけに、そういう危機管理意識を高めていく という何か、解説文なり、パブリックコメントの資料の中にもちょっと加えていくというそういった配慮も必 要かなと感じます。

(岡村会長)

ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

それでは、今回 5 章までたどり着きまして、実は前回の検討会で、第 6 章以降で課題として残っている部分を出していただきましたので、そこについて話し合いいただきたいと思います。第 6 章につきましては、前回検討会でご意見がありませんでした。省略させていただきますが、第 7 章の「被災者の生活を支える」というところから検討をはじめたいと思います。ご説明をお願いします。

(事務局)

資料2でいいますと、10ページ、第7章になります。資料3の86について説明をさせていただきます。 資料2の部分で、第1の1の4行目にありますが、「社会秩序の維持」という表現ですが、これに対して、 もう少し限定的な表現にならないかというご意見をいただいているところです。これにつきましては、災 害対策基本法第50条第1項第7号の中で応急対策についていくつか書かれているんですが、その中 に、「犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する項目」っていうふうなことが、法の中に盛り込まれております。で、都道府県が作成する地域防災計画の中でも「社会秩序の維持」っていう表現を使わせていただいているところで、こういったことで、法や計画等と同様に「社会秩序の維持」っていう表現をそのまま残して修正をしてないところです。

それから 87 についてです。前回の検討会でいろいろご意見があったところです。ご意見の内容としては、一般ボランティアと専門ボランティアをどのように区分するのか、といったことになろうかと思います。それについては、表現等修正をさせていただいています。一般の災害ボランティアにしても、専門ボランティアにしても、ボランティアについては、自発的意思に基づくという部分は変わりないと思うんですが、専門ボランティアについては、県や市町村が実施する復旧活動、復興っていうのもあるんですが、その中で行政サービスとして、地震時にやるべき行政サービスがあろうかと思います。それについて、どうしても災害時には、人員が不足するということで、専門的な知識や技術を必要とする、そういった職員が足りないっていうところから、あらかじめ専門ボランティアという形で、登録などをしていただいて、災害時に活用を図るっていう趣旨のものです。骨子のほうの表現としては、10 ページの下から3 行目にあたりますが、専門ボランティアっていうところ括弧書きで表現させていただいています。

県や市町村等が実施すべき復旧活動のうち、人員の不足が見込まれる専門的な知識や技術を必要とする分野において、事前に登録し、地震が発生したときに県や市町村等と連携しながら活動するボランティアをいいます。というふうな形で定義というか、表現させてもらっています。

(岡村会長)

ただいまの意見について、何かご意見がありましたら。一度話をしていますので。

(青木委員)

提起した本人です。社会秩序の維持等の対策っていうのは、今の説明で僕も承知してるんですが、 なんとなくひっかかるっていうのは、災害復旧時の時のは、そこに事例で、資料3のほうに事例であがっ てるように、犯罪予防だとか、他の便乗値上げだとか、消火器の高い売りつけだとか、水の高い売りつ けのところとかということがあるといわれているので、社会秩序の維持っていうのは、今のようなものを含 んでいることも知っているんですけど、独立して社会秩序の維持っていうのは、警察活動のところの独 特な意味を使う場面があるので、提案で書いたのは、もう少し限定もしくは制限されたものにならないか。 法秩序っていってもいいかもいれないんですど、ちょっと考えていたのは、住民生活の秩序の維持だと かというかたちで、すこし、社会というのは外側で、公的な機関がこれが社会秩序ですよという形で判断 するものではなくて、もっと住民の生活利便というかそういうものに狭めることはできないのかと思ってい ます。それは、対象が結局、県が主体ですから、県の場合は広くいろんな機関、行政機関が、それの時 に、広く出てくるので、ちょっと、治安維持的な部分っていうのが前面に感じるかなというのがあるという ことで、生活秩序だとか、住民生活の秩序の維持だとかということで、もうちょっと市民生活のにおいとい うものにならないかということは思った。それほどこだわるわけじゃないですけど、法律やってる行政関係 の者からすると、ちょっと広い警察秩序というもの、社会秩序というものの方に引きずられているとの印象 を持っています。警察関係の法について対象にしていることと、行政の支援的な、物価の問題とかとい うのは、警察も関与しますけど、ちょっと違う部分があるので、それらについては、すこし違う角度からもう 少し区分できないのかなというのが一点です。

あと、もうひとつで、第 3 のところで言われている、半田さんが意見出されてたと思うんですが、「事前に登録し」までを要件にここに入れるという定義ですね、専門ボランティアというのは、事前に登録しというのは、定義したときにここまで入れますかどうですかという、ちょっとここまで厳しくするかどうかというの

も疑問です。僕はあんまり実体知りませんので。

(半田委員)

関係する課に確認していただいて、事前登録という話だったのですね。

(岡村会長)

事前に登録して、と書けば、事前に登録しなければ、専門ボランティアとしては認めませんよというふうに読めるんですが。

(事務局)

行政として災害時に専門的な技術や知識を有する方を活用していく、ということですので。事前にしっかりと仕組みづくりをしておかなければいけないというふうなことになります。で、当然、技術がある方についても、その技術を応用しながらある分野で活動していただくということになりますので、新たに研修をしたりとか、当然登録もその一つになりますけど、登録しておいて、把握を一定しておいて、災害があれば、全員に連絡できるかっていう問題も、やはり一方ではあるんですけど。災害が発生して初めて呼びかけるっていうことではなしに、あらかじめそういう方を把握をしておくという意味で、登録をしてという取り組みとしているということで、各課の方から聞いています。

(半田委員)

一点だけ確認です。専門ボランティアの内容の表現について、工夫してくれていて、意味がだいぶ分かるようにはなっています。やはり専門ボランティアという名称しかないのですよね。他県の条例でも、他の名称がないようですので、名称についても納得しました。

他に、前回言ってなかったのですが、第2の災害ボランティア活動への支援の2の最終行の「地震が発生したときは、ボランティア支援団体の活動の支援に努めます」の部分について、やはり連携と言うことも必要なんじゃないかなって思いました。「ボランティア支援団体の連携や活動の支援に努めます。」っていう表記にしたらいかがでしょう。実際に、災害発生後には、災害対策本部と災害ボランティアセンターは連携していますので。活動を支援していただいている部分もあるのですけど、連携もします。

(事務局)

必要なことだと思いますので、表現については改めたいと思います。

(岡村会長)

ほかになければ、次行きます。第8章「震災からの復興を進める」について事務局お願いします。

(事務局)

88 でご意見を伺います。前回いただいているご意見ですので、改めてご説明はしませんけど、復興について、ちょっと内容が薄いんではないかというご意見とか、復興のビジョンが沸くような内容にしてはどうかっていう様々なご意見をいただいています。内部で検討させていただいていますが、復興については、なかなかイメージが共有できてない問題もあります。その中で、どのような復興をするのかというのを、この条例の中で具体に決めていくって言うことは、非常に難しいんじゃないのかなと考えます。ただ、被災後速やかに復興に着手するっていうのは、必要なことだと考えていますので、その必要なことをあらかじめ整理をしておくということも必要であると考えています。そういった意味から資料2の第1のとこ

ろの 3、見え消ししたすぐ後ろなんですが、「県は、被災後、速やかに復興に着手できるよう、あらかじめ、 被災者の生活再建支援や、都市基盤の再生、経済の復興、震災復興計画への県民参加等の方法を 検討するなど、必要な対策の実施に努めます。」というふうに表現を改めさせていただいています。

また、表現については、第 1 に震災復興計画の作成、第 2 に震災復興対策の推進っていうことで、 二つに分けまして、第 2 の 1 として、「県は、市町村や防災関係機関等が行う震災復興事業と調整を図 りながら、震災復興計画に基づき、計画的に震災復興対策を進めます。」というふうに表現をさせてい ただいております。この 8 章については以上です。

(土居委員)

元に戻るんですけども、第7章なんですが、半田さんが言ったあとなんですけれども、第2の「災害ボランティア活動への支援」というところですね、2行目に「地震発生時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われる」というのはありえないんですよ。ここは、もう復興というところに入ってこなければいけないと感じます。震災害の復興を進める課程の中に、ボランティア活動を活用するというのは必要だと思います。この発生時には、うちのボランティアはわかりますよ、医療のボランティアは、要は、救命救急の医療ボランティアはいっぱいおりますからね。このメンバーが活用するなら分かるけれども、一般の方が、発生時にボランティア活動ができるわけがないですよ。これは、あとの復興のところにおろす必要があるんじゃないのかな。復興時におけるボランティアの活動ということは、発生時に72時間、48時間以内に活動、当然できませんはね。発生時という言葉はとったほうがいいんじゃないかな。

(事務局)

第6章が、まさに土居さんのおっしゃった72時間、いわゆる応急期が第6章。第7章は復旧、生活を戻していくことについて、半田さんの活動されているボランティアセンターが立ち上がる、その部分についてのイメージで、復旧のところに書いています。復興はまたその後何ヶ月、何年をかけてやっていくところが、復興だと思いますので、半田さんたちのボランティアセンターを想定したこの章は、やはり、生活復旧の期にあるのでは。第6章の応急期は、日赤さんは、防災関係機関ですので、第6章第1の1のほうには、防災関係機関と連携して、と日赤さんのほう書いています。

(半田委員)

復興と復旧という言葉で表される時期の共通認識に関することだと思います。一般的に、復興の時期は、少なくても災害発生 2、3 ヶ月後、更にもっと後のことを言っているわけですね。土居委員が言われたのが、災害発生 72 時間以内の応急期。復旧は、応急期と復興期の間の時期ですよね。

(土居委員)

復旧でも前後の段階があるんですよ。ここで、言葉尻をとっちゃうと、発生時って言う状態の中で、言葉としてボランティアは動けないという状況になっていくと。だから、言葉をもう少し変えていく必要があるんじゃないかと思います。

(事務局)

事務局のほうも整理ができてなかったんですが、地震発生時ということになると、土居委員が言われるようなことになると思います。ここは、地震発生後とか、ちょっと表現を改めたいと思います。あと、災害ボランティアの位置づけから、復旧期の生活支援の活動をお願いしたいということから、復興ではなしに、この7章に位置づけをさせていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

(岡村会長)

発生時を発生後にということで。それでは、次に行ってもいいですか。 第9章「震災に強い人づくりや地域づくりを進める」ということですが、お願いします。

(事務局)

資料3の89になります。資料2のほうでは、11ページになりますが、資料2の第1節の第1のところに「県民の備え」になりますが、(5)「応急手当に関する技術の習得」について、前回ご意見が出たのは、「習得」は、技術を身につけるという意味で難しいんじゃないか、「修了」でどうかということで、これにつきましては、「修了」は「一定の学問、課程を修め終えること」の意味で、「習得」は「習って覚えこむこと」の意味であるので、課程の存在を前提とする「修了」は大げさになるのでこのままの表現にさせていただきたいと思います。

それから90について、第3「自主防災組織の活動の推進」にあたっての条例の中で自主防災組織に どこまで、どのように規定できるか慎重に検討してはどうかということで、検討会でご検討いただきたいと いうことです。

それから 91 について、資料 2 でいうと 12 ページですが、第 3「自主防災組織の活動の推進」のところの(6)で、「災害時要援護者の把握」について、自主防災組織の活動の中で、災害時要援護者の把握っていう事が、なかなか厳しいんじゃないかというご意見をいただいています。例えば、「災害時要援護者」でなしに「居住者等の把握」と修正する方法もあるんですが、修正してしまうと、災害時要援護者を支援するっていうことについて、自主防災組織についてもその役割をお願いしたいということがございますので、どうも薄くなってしまうんじゃないかということが懸念されますので、現在のままの表現にさせていただきたいと考えております。

それから92になります。資料2で言いますと、13ページの第2節の第5「災害時要援護者への啓発と支援」にはいりますが、一つ目に災害時要援護者の支援は、地域全体で行うべきなのに、自主防災組織だけが行うような書きぶりになっているということ、それから二つ目に自主防災組織等の規定で、「要援護者の把握に努める」とあるのは、管理的仕組みにみえるので、要援護者の求めの観点から規定するべきではないかというご意見をいただいているところです。ここで、本日お手元にお配りさせていただいていますが、「助かるため、助けるために手を結ぶ」という1枚ものの資料を机の上に置かせてもらっています。これは2005年3月に、災害時要援護者の支援ネットワーク作りについて提言を作成しているんですが、この中の1ページになります。この提言の中では、防災の取り組みを考えていく中で、地域の中で中心的な役割を果たすのは、それぞれの地域の自主防災組織だと。ただ、地域内には、そのほかに民生児童委員さんとか在宅介護支援センターの相談員とか、ヘルパーとか障害者団体とか地域の支援がある。そして、それらの地域の支援を総動員して地域が助かるための役割分担や取り組みを話し合っていく必要があります。要援護者を支えるために自主防災組織だけではなしに、いろんな関係者が、支援のネットワークを組みながら活動していくというところを図にしたものです。

資料 3 のほうに戻りますが、こういうふうなご意見、それから先ほど説明したような内容も受けまして、 骨子案を修正させていただきたいと思います。具体的には、資料2のところにありますが、13ページの2 のところにあります。前回は、自主防災組織を主語にして「災害時要援護者等を支援する」と書いてあったんですが、修正としては、「近隣住民、自主防災組織その他の地域の活動団体、民生児童委員、 障害者等の団体、介護福祉関係事業者などの支援ネットワークを構成し災害時用援護者の支援を行うもの(この者を「支援者」といいます。)は、お互いに連携して、災害時用援護者の避難誘導や救助、安 否確認、生活支援など(の方法をあらかじめ定めるとともに、地震が発生したときは迅速に災害時用援 護者支援を行うよう努めるものとします。)という形で規定をさせていただいています。

それから資料の2の14ページになります。先ほどの意見の中で、災害用援護者の求めの観点から書くべきではないかって言う意見もありましたので、第6の1と2を逆にしております。第6の1のところは、「災害時要援護者は、日頃から地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、支援者に対し、あらかじめ支援が必要なことや、必要とする支援の内容など、災害時要援護者支援に必要な情報を提供する。」ということとし、災害時要援護者側からにしています。また、2のほうは、支援者側から逆に書いています。また、3については、災害時要援護者から情報を提供された支援者っていうことで、以前は、自主防災組織はって特定して書いていましたが、そこを広めに書いております。情報については、適正に管理をするというのを、適正に取り扱うと、若干表現を広めでます。それとともに、第6の見出しについても管理でなく適正な取り扱いと修正をさせていただいています。第9章については以上です。

(土居委員)

土居です。89 の 9-1、応急手当の技術の習得、ここなんですが、技術だけではないですよ。応急手当に関するものは、知識があります。知識なくして技術は伴っていきませんので、いわゆる知識という言葉を入れていただきたいですね。知識と技術の習得ですね。ただ、勉強する時間の問題がありますので、習得というのは、レベルが高い、修了は終わり、糸偏なんです。終了、終わったよという部分でいいんじゃないかなと。技術を勉強して終わったほうがいいと思う。習得にならんと思う。習得すると時間がかかる。みんなが受けに来ますので、そのとき体験してもらいますので、いかにできないかということが分かる。マンツーマンでやっていきますが、できるだけ、相当な時間をかけないと習得にならないと思う。それならば、終わったほう、終了的な分で文言が出てきたらいいかな。応急手当を、要は、技術を終わりました。学習しました。そんなことでいいんじゃないかな。習得というのは言葉が重たい。

(岡村会長)

もう一度検討しましょう。

(事務局)

習い修めるという意味だと思っておりましたが、同じことだと思います。「了」というのは終わるということなので、なにかしら、カリキュラムがちゃんと存在しないといけないと、学校の授業でちょっと保健の先生に習うということが、妙に許されないような、そちらの方が、よりハードルが高いかのように思われたので、修了するというのは、あるカリキュラムのステップアップがあって、土居委員のところの研修を受けるというならあれですが、土居委員の授業を受けることもなお、いろんな形で自主防の方が日赤で習ってきて、習ってきたリーダーがみんなに伝えるということは、自主防などでされているようなので、それでもいいんじゃないかと。それは、終了とは、カリキュラムではないので言えないので、国語辞典的に習得というのは、習って覚えこむことでしかないので、習って覚えこむ程度でいいのではないかということで、そちらの用語で今のままおいてるということなんですけれども。

(土居委員)

いいんですけれども、全部カリキュラムがあるんですよ。カリキュラムなくして教えるということは絶対ありませんから、それを考えたときには、習得というのはものすごく責任があるような。

(事務局)

実は、こちらの検討会の委員のどなたかだったかと思いますが、検討会の途中で、以前に習った日

赤のカリキュラムが、翌年に違うときにやると、内容が進化していた。修了というのはありえないのではないか。修了という言葉はそのときのご発言に基づきということなんですけど。

(土居委員)

5年に1回の書き換え、世界統一の内容に変わってくるんですよ。だから救命は毎年習っていかない と置いていかれてしまうというところがあって、1回習ったらいいというものではない。そこのところが一定 カリキュラムとして載っているわけですから、そこのあたりを考えてもらうと、これだけじゃ足りないというか 重たいのではないか。時間もありますけど。

(半田委員)

終了という表現の方が、かえって達人のように聞こえるんですが。

(青木委員)

カリキュラムで言うとなじまないけど、言葉で言っているのは学ぶ機会をもったのを経ましたというのであれば履修という言葉。だけど、ここではあまりふさわしくない。機会を持ったという、それでは足らないという意味も込めたいわけだから。用語の問題。

(岡村会長)

はい、再度このところでしたいと思います。スキルアップの問題はどうしてもかかりますので、資格を持っていればいつも使えるというものでもないですし。

(土居委員)

できれば、知識って言う言葉は入れたほうがいい。

(岡村会長)

それは異存ない。そのようにしたいと思います。

(事務局)

説明だけ簡単にさせていただいて、ご意見があれば本日いただきたいということで、条例の名称も含めて簡単に事務局のほうから説明させていただいてよろしいでしょうか。

資料3の最後の第10章のところですが、第10章の表現の中で、「計画的に進めるための計画」というのはおかしいんではないかという前回ご指摘をいただきまして、ここは、「県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるための高知県南海地震対策行動計画」という正式名称を入れております。それにともなって、第10章については「総合的な南海地震対策を進める」という表現だったんですが、これを「南海地震対策を計画的に進める」という形に表現を改めさせていただきたいと考えています。

それとあと、ご説明をしてない部分でいいますと、資料 3 の最初に戻っていただいて、ナンバーの 1 から13ということになります。ここについては、今までも何回か議論いただいたところで、ご意見と言うことでいただいた分で、あえて説明はいたしませんが、ひとつ 11 のところでご意見があったところなんですが、章の上に編をつけて区分わけをしてはどうかという意見でしたが、これにつきましては、条例の条数が多い場合には、内容の理解と検索を容易にするため、内容の共通する条文をまとめて、章節款目とすると、章がもっとも基本的な区分ということで、編と区分がいうのが、章の上に設けられる。ただし高知県の条例を見てみてもそういった編を設けるものはないということで、この条例の各論のところを見てみ

たときに、各章で事前の行為とか、地震発生後の行為に規定をされているということと、他の章の規定ともお互いに関係しあっているということでありますので、時間軸やテーマを想定して、さらに他の章の規定にもお互いに関係しあっているということになりますので、上位に名称を規定する、編という形で名称を規定するというのは、なかなか難しいっていうふうなことになります。そのために、人づくりのテーマを目立たせたいというご意見もあったんですが、第9章の中に節を設けて、分割をしておりますので、そういう意味では、目的が達せたれたんではないかと考えております。ここまでが資料3の説明になります。

それから、本日ご検討いただきたかったところで、資料 4 になります。条例の題名ということころで、事務局のほうで案を作成させていただいています。資料の 4 をご覧いただきたいですが、この中で条例の題名ということで、キーワードが「高知県」「南海地震」「条例」この 3 つは扱う必要があるのではないかと考えています。留意点としては、題名で県民の方が条例の趣旨を理解できるようにつける。よって、条例の第 1 条の趣旨に規定する用語で作成する必要がある。それから、県民に分かりやすい題名であるということが必要であると。下のほうに参考ということで、他県の地震に関する条例の名称ということで、6 つの例を書いております。この中では、対策とか推進といった言葉がつく例が多いと。こういたことを踏まえて、題名案候補ということで、5 つ出させていただいています。

一つ目高知県南海地震対策推進条例、2 つ目が高知県南海地震対策基本条例、この基本という部分は、いろいろ議論したんですが、災害対策基本法にあるんで、条例に基本をつけるのはどうかなと。三つ目の高知県南海地震に備える条例、備えるっていう部分で地震発生後もあるんで条例につけていいのか。高知県南海地震から生命、身体、財産を守る条例ということで、ちょっと読みにくい。高知県震災に強い地域社会をつくる条例。ここは条例の趣旨にも入っているんですが、南海地震という文言が入らないということで、いろいろ事務局のほうで案を考えたんですが、この中でいえば、他県でも対策、推進という言葉を使ってるんで、一番上の高知県南海地震対策推進条例というのが適当かなというふうには、案を出させていただいています。これ以外にも各委員の方々いろいろお考えがあろうかと思いますので、この5つの案以外についても、こんな条例の題名がいいんじゃないかという部分について、ご意見を寄せていただいて、次回の検討会でご議論いただければと思います。

それからもう一つ、資料 5 につきましては、南海地震条例骨子案を検討していただきましたが、それ は、パブリックコメント用の資料としてまとめたものです。予定としましては、6月18日から7月31日まで、 そのパブリックコメントをいただきたいと思っています。この構成につきまして若干ご説明いたします。1 枚めくっていただいて、目次のところになりますが、初めのところで、高知県が行うということで、知事が 挨拶をさせていただいて、そのあと、条例の必要性とか、条例の基本的な考え方、この条例の特徴、条 例の体系っていうのを前段で触れておいて、5 に条例の骨子案というところになります。骨子案のところ をみていただきますと、6 ページになります。もうちょっと分かりやすく書くということで、若干修正が入っ てくると思いますが、第1章の総則のところで枠囲みで囲んでいますが、この部分が第一章の総則のあ らましを書いております。各章ごとのあらましを書いたうえで各条を並べていくと、以下各章ごとにそうい うふうな構成をさせていただいています。それから 25 ページになります。25 ページにはこれまでの検討 会でも出させていただいた骨子案での言葉の使い方、それから 26 ページについては、先ほどの章の 中では、あらましを表現できなかった部分について、骨子案の中で使われる用語の説明ということで、こ の骨子案の中で使われる重要な言葉についてはここで説明を行っております。 最後に 43 ページ、ご覧 になっていただきたいと思います。最後に唯一としてパブリックコメントの手続についてということで書い ています。 6 月 18 日から 7 月 31 日までということはご説明させていただいたんですが、その裏ページ 44 ページになりますが、この期間に説明会をしたいということで、県内 10 箇所で説明会をするよう現在 調整をしているところです。こういった形で、パブリックコメント用の資料を作成していきたいと考えており ます。ちょっとこのパブリックコメント用の資料まで細かく検討会で議論するということは、時間の都合で

も難しいので、事前にご意見をいただいて次回の検討会までに必要な修正を加えたうえで、次回 28 日に修正案についてご検討いただければと思います。それと後ご意見につきまして、先ほどお願いをした条例の題名、こんなのがいいよっていうのがあればいただきたい、っていうことと、それから、パブリックコメント用の骨子案についても、修正あるいは追加が必要だというところがあればご意見をいただきたい。それから本日第1章から第10章まで検討いただいた内容で、気になるというところがあれば、ご意見いただきたいというところで、非常に申し訳ないんですが、5月14日月曜日までに事務局までご意見を寄せていただければ、また検討させていただいて、次回28日の検討会には、その修正させていただいたものを提出させていただきたいと思います。

(岡村会長)

今日は、第10章が議論できませんでしたので、そのところも含めて、今ご提案の題名案、条例のタイトルですね、それとパブリックコメント用の骨子案についてご意見いただきたいと思います。5月14日までにお願いします。長い時間どうもありがとうございました。では、次回よろしくお願いいたします。どうも今日はありがとうございました。

(青木委員)

一点だけ。地震対策推進と防災推進との違いはありますか。

(事務局)

防災って書いてあるところは、地震防災ってどういうことっていう定義を第 2 章のところにおいてるところがそうなっています。

(青木委員)

考えて見ます。